国民年金 事案 130

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで

② 昭和57年6月から同年9月まで

私は、国民年金の裁定の結果、申立期間が未納ということで年金額が 決定したが、夫の毎月の給料から支払先の決まっているものはきちんと 支払っており、この期間だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月に国民年金に任意加入していたことからも、保険料の納付意欲が高かったことがうかがわれ、その加入直後である申立期間①の保険料を納付しなかったことは、その後の保険料を納付期限内に納付していたことからも不自然である。

また、申立期間②の前後の保険料は納付期限内に納付済みとなっており、かつ、申立期間②の直後である昭和 57 年 10 月以降は口座振替により保険料を納付していたことが確認できることを踏まえると、申立期間②の保険料を納付せずに口座振替の手続だけを行ったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間はいずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き、 国民年金加入期間についての国民年金保険料をすべて納付している。

国民年金 事案 131

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 12 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から45年3月まで

昭和 49 年か 50 年ごろ、夫が区役所に年金関係の手続に行ったついでに私の年金について調べてもらったところ、申立期間の保険料が未納であることが分かりその際に救済措置で過去の未納分を納付することができることを教えられた。このため、後日夫が区役所内にあった銀行で 9万円~10万円位を支払ったので、申立期間の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の過去の未納分を特例納付したとする時期は、第 2回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額 も申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の金額におおむね一致 している。

また、昭和 49 年及び 50 年当時、区役所内には特例納付を行ったと主張 している銀行の出張所が実在していたことが確認できるなど、申立内容に 不合理な点は見られない。

さらに、申立人の妹は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料について、「未納の分があったことが分かったので、納付した。」と言っていたことを覚えていると証言している。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

国民年金 事案 132

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年9月まで

区役所から、過去の未納分を払い込めば全額年金が支給されるという 通知が来たので、過去の未納分について分割で納付することとし、近くの 区の出張所で分割納付の手続をして、現年度分と一緒に納付していたの で、申立期間の国民年金保険料が未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所から通知が来て、過去の未納分を分割して、現年度分と一緒に支払っていたと主張しているが、申立人が、当時、区の出張所で入手し現在も所持している年金手帳や領収書を保管しておくためのビニール袋は、昭和 50 年ごろに配布されていたものであり、その当時は第2回目の特例納付が実施されていた時期である。また、当時、区では、「未納のお知らせ」を未納者に郵送するとともに、区の出張所においては、現年度分の国民年金保険料を領収し、過去の未納分については、分割納付の相談を受ければ、納付金額を分割した納付書を作成していたことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 52 年 12 月に払い出されたもののほか、44 年 5 月に別の記号番号が払い出されていたことが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間後の昭和 50 年 10 月以降の国民年金保険料をすべて納付している。

宮城国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 60 年1月から同年3月までの国民 年金保険料が未納となっていた。

申立期間は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、妻が納付済みとなっているのに、私の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除期間以外の国民年金加入期間について、申立期間を除き、 国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に手続を行っている。

さらに、免除期間を除き、夫婦共に国民年金に加入している期間(昭和59年8月から昭和63年8月までの期間平成8年3月から同年9月までの期間及び平成9年9月)をみると、申立人の妻は、申立期間も含めてすべて納付済みとなっており、これらの期間のうち、納付日を確認できる期間(平成8年3月から同年9月までの期間及び平成9年9月)については、いずれも夫婦の納付日が同一であったことから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

宮城国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

16 歳から、住み込みで親代わりの従兄弟が経営する理容所で働いていた。

住所は県外の実家から変更していなかったが、私の結婚が決まったことから、結婚前に住所を変更して、従兄弟が国民年金保険料を納め始めてくれたようである。

国民年金保険料納付記録では、昭和 42 年度分から納めてくれているようだが 43 年度分が未納になっているので調べてほしい。

なお、昭和44年11月の結婚後は自分で納めており、未納は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付したとされる、申立人の従兄弟夫婦は、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられるとともに、申立人は昭和 42 年度以降、申立期間を除き、保険料はすべて納付済みとされていることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人の従兄弟は、「親代わりとして、一人前の理容師に育てて嫁に出す。」と申立人の両親と約束していたこと、及び同人が経営する理容室で申立人が約 10 年間ほぼ無給で働いていたことなどから、申立人の結婚を機に実家から住所変更した際に、国民年金に未加入であったことを知り、過年度納付を行ったとしても不自然ではない。

宮城国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月及び同年 3 月の国民年金定額保険料及び付加保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和57年2月及び同年3月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 57 年2月及び同年3月については、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料については、夫の分と一緒に市役所に行って納めていたので納付漏れはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外は24か月の全額申請免除期間を除き、昭和36年4月から60歳到達前月の60年4月まで、国民年金保険料をすべて納付している。

特に、当初、未納となっていた昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの 24 か月分及び 46 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分を特例納付するとともに、全額申請免除となっていた 40 年 4 月から 42 年 3 月までの 24 か月分についても追納しており、また、定額保険料を納付していた昭和 52 年 12 月から 53 年 3 月までの 4 か月分についても、52 年 12 月に付加保険料を追加納付するなど、申立人の納付意識は高いものと認められる。

さらに、申立期間の前後は夫婦共に付加保険料を納付していた期間であり、かつ、申立期間中、申立人の夫は定額保険料及び付加保険料を納付していることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

青森国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

社会保険庁の記録で、昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料は免除とされていたが、私の所持していた国民年金保険料徴収カードにより、申立期間を除いて納付済みに記録が訂正された。

当時は収入もあり、夫婦で一緒に保険料を納付しており、免除を申請したことは無い。記録が訂正された期間と同様に保険料を納付したにもかかわらず、申立期間だけが免除とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び39年4月から41年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付記録については、当初、免除とされていたが、平成8年5月及び19年8月に、申立人が所持していた国民年金保険料徴収カードや市町村の被保険者名簿により納付済みであることが確認され、記録の訂正が行われていることから、申立期間の納付記録にも誤りの有る可能性が高い。

また、申立人は当時、夫婦でクリーニング店を営み仕事も安定し収入もあったとしており、免除申請を行ったことを推認させる周辺事情も見当たらず、申立人が所持していた国民年金保険料徴収カードによると、夫婦で一緒に保険料を納付してきていることがうかがわれることから、申立期間についても保険料を納付していたものとみられる。

さらに、申立人は、国民年金の資格を取得した昭和36年4月以降、資格 を喪失する平成9年2月まで、国民年金保険料の未納が無い上、50年4月 以降については任意加入期間が有ることから、申立人の納付意識は高かっ たものと認められる。

岩手国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで

昭和 42 年2月に夫の転勤に伴い、A町に転居した後、43 年2月に同町に転勤して来た夫の同僚から国民年金の任意加入制度について説明を受け、夫婦で相談して加入した。国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付状況についての申立内容は、①申立人の夫の同僚の証言により、申立人に対して任意加入制度の内容や有用性について説明し、任意加入を勧めたことが確認できたこと、及び②この同僚の妻は、申立期間当時、既に国民年金に任意加入していたことなどを踏まえると、不自然ではなく、基本的に信用できるものと考えられる。

また、申立人は、任意加入して以降、付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

秋田国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和45年4月

当時、母が、母自身と私の分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

また、母の話によれば、町内の婦人部の担当者が国民年金保険料の集金をしており、その担当者に納付したと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、当時、申立人の保険料を一緒に納付していたと申立人が主張するその母は、申立期間を含む保険料をすべて納付している。

また、申立人の母は、申立期間当時、二人分の保険料を婦人部の担当者に納付していたと記憶しており、申立人が居住していた地区において、婦人部による国民年金保険料の集金が行われていたことは、E市役所によって確認できる。

山形国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から60年3月まで

結婚した昭和 48 年 10 月から、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間について妻が納付済みとされているにもかかわらず、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 51 年分から 56 年分までの確定申告書 (控) に記載されている国民年金保険料の納付額は、当時納付すべき夫婦二人分の国民年金保険料額とおおむね一致している。

また、当該確定申告書を作成した税理士は、確定申告書を作成する場合は、 申立人から提出された領収書等の資料に基づき作成した旨の証明書を提出し ており、これらの期間の申立内容については信憑性が認められる。

一方、上記期間以外において申立人の妻が作成した確定申告書(控)に記載された国民年金保険料の納付額は、申立期間のうち、昭和 57 年分から昭和 59 年分までの3年間にわたって暦年分の保険料を記載すべきところを、夫婦が完納したと主張する二人分で年度分の保険料額が記載されているほか、申立期間後の昭和 61 年分から平成4年分までにおいては、申立人の妻が納付していない期間が一部あるにもかかわらず、夫婦で年度分の保険料を完納したとする保険料額が記載されているなど不合理な点がある。

さらに、申立期間のうち、昭和 49 年1月から 50 年 12 月までの期間及び 60 年1月から同年3月までの期間並びに申立人の妻が確定申告書を作成して いた 57 年1月から 59 年 12 月までの期間については、確定申告書以外に保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から56年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

昭和 50 年 12 月に市役所から特例納付の案内が送付されてきたとき、夫に結婚する前に未納があったのかと強く非難され、すぐ払うように言われて 50 年 12 月 27 日にすべての未納期間の保険料を納付した。納付したうち、45 年 11 月から 47 年 3 月までの分のみが納付済みとされて、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のA市作成の、申立期間前の期間に係る昭和 50 年 12 月 27 日付け領収書を保有していることから、同日に特例納付を行ったことが確認できる。

一方、申立人は、特例納付時に未納分が残っているという説明を受けていないと主張しており、また、納付したとする日は申立人の夫の給料日の直後で、特例納付を行うに足りる資金が手元にあったとする申立人の主張は信憑性が高いと考えられることから、申立期間当時、特例納付を行うことができるすべての未納期間の納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、未納とされているのは申立期間の 12 か月のみであり、申立人は 230 か月に及ぶ国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているなど、婚姻後については、納付意識は高かったと考えられる上、申立人に国民年金保険料の納付を促したその夫についても、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年4月から 52 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで 申立期間について、社会保険庁の記録では未納とされているが、国民年 金保険料は市役所で納付していた。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が保管していた昭和 51 年及び 52 年の給与所得源泉徴収票の「社会保険料の金額」欄に記載された金額は、申立人の夫の社会保険料の合計金額と申立人の国民年金保険料の金額を合計した金額におおむね一致する。また、申立人は、約37年間の国民年金加入期間において、申立期間以外に

はぼ未納が無く、しかも、申立期間は任意加入期間であり、任意加入期間の うち申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付していることなどから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、当該源泉徴収票などから、申立人が、申立期間についての国民年 金保険料を納付するのに十分な資力があったことが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から同年9月まで

勤めていた会社を辞めて職業訓練所に通い始めた昭和 61 年 8 月下旬ごろ、妻と一緒に市役所に行って国民年金の加入手続をし、後日納付書により妻が銀行で保険料を納付した。申立期間の保険料について、妻が納付済みになっているのに、自分が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立内容のとおり昭和 61 年 8 月下旬であったことが国民年金手帳記号番号の払出年月日から推認でき、一緒に市役所に行ったとする申立人の妻の被保険者資格は、申立人の厚生年金保険脱退とともに遅滞なく第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に切り替わっている上、申立期間について妻の保険料は納付済みとなっているなど、申立人の主張に不自然な点はみられない。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、平成11年4月に国民年金に再加入した際には、同年度の保険料を前納するなど、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその妻は、任意加入で納付を開始した昭和47年以降、すべての保険料を現年度内に納付している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から同年9月まで

② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

上記①の期間は、両親と共に納税組合を通じて国民年金保険料を納めていたので、未納のはずがない。また、上記②の期間は市の職員が1年分を集金したので未納のはずがない。両期間とも確かに納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 ①昭和38年7月から同年9月までについて、申立人は両親とともに納税組合で国民年金保険料を納付していたと主張しており、当時の納税組合に加入していた世帯数や奨励金が出ていて同居の父が旅行に行っていたことなど、当時の納税組合の状況を具体的に述べており、その申立内容の信憑性は高い。

また、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、家族で納税組合 に納付しているにもかかわらず、申立人のみ申立期間の3か月だけ納付し ないというのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②以外は未納が無く、当時同居して いた両親は全く未納が無い。

2 ②昭和 41 年4月から 42 年3月までについて、申立人は、集金に訪れた 市役所の職員に1年分の国民年金保険料を支払ったと主張しているものの、 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、支払時期もはっきりしない。

また、市役所の職員から受け取ったとされる「納付書・領収証書」は、

領収印が無く、かつ、市役所で扱えない過年度納付の書式であり、申立人 の主張には矛盾がある。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 ①昭和38年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

国民年金納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までが未納との回答をもらった。当時は、同居していた父が 6 か月分の保険料をまとめて、私の分と母の分と一緒に市役所に納付していた。その後、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分については同市役所での納付記録が見付かり、平成 19 年 8 月に記録が納付済みに訂正されたが、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時、申立人及びその母親の国民年金保険料を6か月単位で父親が一緒に納付していたとの主張については、申立期間における母親の記録が納付済みとなっていること、及び市役所の名簿に記載されている納付記録によると6か月毎にまとめて保険料を納付していることなどから、申立人の申立内容は信懲性が高いと考えられる。

また、当初未納とされていた昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの保険料のうち、申立期間を除く 55 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分については納付記録が見付かり、平成 19 年 8 月に記録が納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理に瑕疵があった可能性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、約 25 年間の国民年金加入期間については保険料をすべて納付している。

千葉国民年金 事案31

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

国民年金に夫婦同時に加入し、昭和44年4月から45年3月までの申立期間の保険料は、戸別訪問に来た市役所の職員か市から委託された年配の集金人に夫婦二人分を一緒に支払ったのに、夫の分は納付済みとされ、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫と連番であり、昭和45年に夫婦同時に加入したことが認められ、申立人の夫については、36年4月以降、過年度納付或いは特例納付も行って、保険料をすべて納付しているのに対して、申立人については、43年10月から44年3月までが納付済みで、申立期間が未納であるのは不自然である。

また、その後の国民年金加入期間については、申立人の申立期間以外は、 申立人及び夫の保険料は、すべて納付済みとなっていることから、夫婦共 に保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

千葉国民年金 事案32

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から9年1月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から9年1月まで

国民年金記録を照会したところ、申立期間の11か月が未納となっていた。同期間について、妻は納付済みとなっている。自分が国民年金の加入手続を行い、妻と二人分で、1か月2万7,000円ぐらい納付したと記憶しているので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再就職により被保険者資格を再取得するまでの11か月間であり、申立人は、市役所の職員の教示を受けて、申立人の国民年金の加入手続及びその妻の国民年金被保険者資格の変更の手続を行い、銀行の支店で二人分の保険料を納付した旨の、具体的で自然な説明をしている。また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間の中間で払い出されていて、納付したという金額も当時の1か月二人分の国民年金保険料の金額とおおむね一致しているので、その主張は一応信用することができる。さらに、第1号被保険者となった妻の申立期間における保険料は納付済みとなっているのに対して、申立人の同期間の保険料が未納であるというのは不自然である。

加えて、申立人及びその妻は、その後の年金の被保険者資格の変更手続を適正に行い、国民年金加入期間については、申立期間を除き、保険料を同じ日にすべて納付していたことから、年金制度に関する知識を有し、保険料の納付に対する意識も高かったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立内容の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年10月まで

私は、申立期間における国民年金保険料を納付している。領収証書は持っていないが、当時の納付額を国民年金手帳にメモしているので、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された国民年金手帳には、申立期間に係る納付額が記されており、その納付額は当時の国民年金保険料額と一致するとともに、記された時期についても、申立人の被保険者資格取得年月日の訂正が行われた年月日等から、申立期間当時と思われ、申立内容には信憑性がある。

また、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続も 速やかに行っており、かつ、平成14年4月からは口座振替を活用するなど、 納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の当時の経済状況は国民年金保険料を納付するのに問題は無く、加入手続をした後、すぐに未納となっているのは不自然と考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和 39 年 1 月に結婚して以降、国民年金保険料は夫婦一緒に納付しており、夫は納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から保険料を納付し、申立期間を除き、保険料はすべて納付済みであり、39年1月の婚姻以降は、申立人の夫にも未納期間は無く、納付意識は高かったものと考えられる。また、申立人及びその夫は、自動車部品工場を経営し、申立期間当時の経済状況に問題は無く、申立期間の国民年金保険料のみを納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間以降の申告分ではあるものの、申立人の夫が保存している確定申告書控によれば、申告書に記載されている金額は、夫婦二人分の国民年金保険料の合計額とおおむね一致しており、婚姻後、夫が確定申告手続のすべてを行ってきたことが確認できることから、申立期間においても夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を45年6月5日に妻の分と一緒に納付したはずなのに、私の分は納付記録が残っていない。 領収書は妻の分しかないが、私も納付したはずであり、未納とされている ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 8 月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国 民年金保険料をすべて納付し、その妻も昭和 42 年 11 月に国民年金に加入して 以降すべての国民年金保険料を納付しており、夫婦共に納付意識は高かったも のと考えられる。また、申立人は、洋服仕立業を営み、当時は商売も順調で経 済的に問題がなかったとしていることから、申立期間のみが未納とされている のは不自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料の納付日及び納付場所は、昭和44年12月から46年1月まで一致しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付してきたものと認められる。加えて、申立期間の過年度納付書は夫婦一緒に送付されていると見られることから、申立期間について、妻が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料が未納となっていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立内容の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和46年3月

昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、送付されて来た納付書で納付している。その金額が実際の保険料と違うために、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間を含む昭和 46 年 1 月から同年 3 月の国民年金保険料を 47 年 4 月 26 日に郵便局で納付していることは、申立人が保管している領収証書から確認でき、その納付額は 750 円 (本来の納付額は 1,350 円)と書かれているところ、納付済みとなっている期間は、46 年 1 月及び同年 2 月の 2 か月となっている。その納付額は 2 か月分の納付額(900 円)に満たないにもかかわらず、当該 2 か月分が納付済みとなっていることから、後日その差額の納付が行われたものと考えられ、また、申立人が申立期間の保険料を納めようとしたことが当該領収証書からも明らかなことから、残りの申立期間の 1 か月分についても納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は昭和44年12月に国 民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している ことから、申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 50 年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。領収書は紛失してしまったが、当時、引っ越し準備で手伝いに来ていた婚約中の妻が、女性の集金人に保険料を納付しているはずであり、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料の納付記録は、旧住所地から新住所地への住所変更に伴う国民年金被保険者名簿の移管時に納付記録が適切に移管されなかったことから、当初未納とされており、申立人所持の領収書を基に納付記録を平成19年8月に訂正するなど、納付記録の管理が適切でなかったと認められる。

また、当時、申立に係る市役所では、集金人(徴収員)が国民年金保険料を 徴収していた事実が確認できるとともに、引っ越しの手伝いに来ていた当時婚 約中の申立人の妻が国民年金の集金人と交わした会話を明確に記憶している など、申立内容は信憑性が高いと認められる。

さらに、申立人は、転職した会社が厚生年金保険に未加入だったことを知った昭和 46 年4月以降、申立期間の3か月を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年9月まで

昭和54年7月から同年9月までの期間について、社会保険事務所から国 民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。老後の生 活安定のため、昭和52年10月に国民年金に任意加入し、53年1月からは、 付加保険料を含めて納付してきたにもかかわらず、申立期間について付加保 険料を含め未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間を含む昭和 54 年度の国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所と市役所のそれぞれが保有する記録は一致しておらず、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、20 歳から国民年金に加入し、婚姻後の任意加入期間についても厚生年金保険資格喪失後の1か月及び申立期間を除き、すべて保険料を納付しており、かつ、昭和53年1月以降は、付加保険料を併せて納付しているなど、年金制度への意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人が保存している申立期間当時の「国民年金保険料口座振替ご利用者の方へ(お知らせ)」によれば、申立人は、申立期間を含む昭和54年度は夫の口座から口座振替により保険料を納付していたことが確認でき、かつ、当時、申立人の夫の収入は安定していたことから、申立期間の保険料のみを口座振替しなかったとするのは考え難い。

神奈川国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 6 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年3月まで

② 昭和52年6月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料については、母親の分と一緒に集金してもらっていたが、母親はすべて納付済みとなっており、自分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親と同居し、母親が営む生花店を手伝い、国 民年金保険料は、母親が申立人と母親の分を一緒に集金人に納めていたと主 張しており、母親は申立期間を含む国民年金の加入期間についてすべて納付 済みとされていることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、20歳の時に交付された国民年金手帳を大切に保管し、その国民年金手帳の記録を見ると、姓及び住所の変更がいずれも複数回あったが、その手続を怠っておらず、かつ、申立期間以後、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行っているなど、年金制度に関する意識が高いことがうかがわれる。

さらに、申立人は、社会保険労務士免許を有していた父親から、申立期間 当時、社会保険の手続等に関して厳しく言われていたと主張しており、事実、 父親が社会保険労務士免許を取得していたことが確認できる。

加えて、申立期間は、4か月及び2か月といずれも短期間であるとともに、 国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付 している。

神奈川国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 45 年 1 月までの期間及び 45 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年1月まで

② 昭和 45 年 7 月から 50 年 3 月まで

国民年金の納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和44年8月から45年1月までの期間及び45年7月から50年3月までの期間が未納となっていることが分かった。申立期間については、父親から、生前に、20歳までさかのぼって保険料を納められる時期があったので、さかのぼって納めておいたと言われた記憶があることや、20歳のころから57年3月までの足かけ14年分を納めたという手紙をもらっていることから、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のころから国民年金保険料を申立人の父親に納めてもらったと主張しており、領収書は残っていないが、昭和 56 年 12 月に父親から受け取った手紙を保存しており、その手紙については、その形状、内容等から真正なものと認められる。手紙は、結婚を間近に控えた申立人に父親が郵送したものであり、この手紙には、父親が所持していた申立人の国民年金手帳や国民年金保険料納入通知書等を申立人に送ること、申立人の国民年金保険料は昭和 56 年度まで納付済みであることなどが記載されており、申立人の主張は信用できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年1月9日に払い出されているが、同年7月からは特例納付制度が実施されており、申立人の父親が、生前、20歳までさかのぼって保険料を納められる時期があったので、申立人の保険料をさかのぼって納めたと言っていたという申立人の主張に矛盾は無い。

神奈川国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成10年2月及び同年3月

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、保険料は夫婦同時に金融機関に納付しており、妻には未納期間が無いため、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、2か月の申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間を除く国民年金加入期間について、夫婦が同一日に納付していることが確認でき、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続も 適正に行われていることから、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続とそれに伴う申立人の妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は、通常、夫婦同時に行われ、納付書も同時に送付されることから、申立人の申立期間だけが未納とされていることは不自然である。

新潟国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

昭和 52 年1月に会社を退職した後、自分で役場に行って国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その後、義父が、同居している私と夫、義母の三人分の国民年金保険料を納付していた。義父母と夫には未納が無いのに自分だけ申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父母は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまで保険料を完納しており、申立人とその夫の保険料は、納付日が確認できる 52 年 6 月から 56 年 3 月まで、納付期限内の同一日に納付されているなど、家族の保険料を納付していた義父の納付意識は高く、申立期間における申立人の保険料のみを納付していないのは不自然である。

また、申立人が会社退職後の昭和 52 年1月末、生後間も無い子供の健康保険に空白があってはならないとの意識から、自ら町役場へ赴いて国民健康保険の加入手続を行い、併せて国民年金の加入手続を行ったとの申立人の記憶は鮮明であり、事実、国民健康保険の加入手続は 52 年1月末に行われていることから、申立内容の信憑性は高いと認められる。

さらに、申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立 期間を除き、保険料をすべて納付している。

新潟国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

し 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和44年3月

私は、昭和37年5月から44年6月に会社に勤めるまで、国民年金に加入し、保険料を納付していたが、44年3月分のみが未納となっていた。

当時は、地区の区長が集金人(集金係)をしており、私が夫婦二人分を持参して納付していたので、妻は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の記録によると、納付日の確認できる昭和 41 年 6 月から 44 年 6 月までは、ほぼ夫婦同一日に国民年金保険料を納付していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していることが確認でき、申立人の申立期間だけが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。さらに、申立人の昭和44年6月の国民年金保険料は、厚生年金保険料と重複納付のため、後日還付されていることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意欲は高いと考えられる。

山梨国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年3月まで 昭和46年ごろ、市役所から私の国民年金保険料が2年分ほど未納で あるとの指摘を受けた。

しかし、その期間は、母が当時の信用組合の得意係に両親の分と併せて3人分の保険料を納付しており、領収書を提示したところ信用組合の職員が誤りを認め、市役所に連絡することを約束した。

それにもかかわらず、平成 19 年に申立期間の納付記録が確認できなかった旨の回答を受けたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の母は、昭和 39 年2月から同年4月までの保険料について特例納付しており、さかのぼって未納分の保険料を納付する意思があったにもかかわらず、当該3か月分のみ特例納付し、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年4月から 60 歳になるまで保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

長野国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

昭和 52 年3月に結婚後、半年くらいで転居し、F市役所別館で国民年金の加入手続を行った。その時に、2年分は遡及して納付できるとの話を聞いたので当日銀行でお金を下ろして、市役所本館の窓口で過去2年分の保険料を夫婦二人分一緒に支払い、横長の複写式の領収書を受け取った記憶がある。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、昭和 53 年 3 月に国民年金に加入し、53 年以降の国民年金加入期間において、申立人は約 25 年間、その夫は 60 歳になるまでの約 19 年間、付加保険料を含めて納付しており、夫婦そろって年金制度をよく理解し、納付意欲も高かったと認められることから、申立期間について、夫は過年度納付しているにもかかわらず、申立人が過年度納付を行わなかったとするのは不自然である。

また、F市役所での加入手続及び過年度納付についての主張は具体的であり、申立人の主張どおり当時、当該市役所において手書きの過年度納付書を発行していたこと及び市役所本館に銀行の派出所があったことが確認できることから、申立内容に信憑性があると認められる。

さらに、申立人は、国民年金に加入後は厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行うとともに、昭和 53 年4月以降、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

長野国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: 昭和54年4月から同年6月まで

20 歳になりしばらくして自分で国民年金の加入手続を行い、前納制度を利用しながら、保険料を滞りなく納めてきた。

申立期間は、任意加入期間であり、以前第3号被保険者に切り替わった際、領収書は破棄してしまったが、申立期間前後の任意加入期間について納付済みとなっているのに、申立期間の3か月だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前3年間(昭和51年度から53年度まで)の国 民年金保険料を前納し、昭和54年7月以降も適切に納付しており、申立 期間の3か月だけが任意加入期間でありながら未納となっているのは不自 然である。

また、申立人は、昭和 45 年1月に国民年金に加入し、43 年5月にさかのぼって保険料を納付し、その後は 61 年4月に第3号被保険者に該当するまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間を含め通算 14 年5か月間にわたり国民年金に任意加入し、任意加入期間中の 49 年4月から 54 年3月までのうち4年9か月分は前納するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

愛知国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年3月まで

私の国民年金手帳を見ると、昭和 41 年度国民年金印紙検認記録欄の欄外に昭和 41 年 1 月から 3 月までの国民年金保険料として 300 円を預かった旨の記載がされている。私の国民年金保険料は、私の両親が市役所において納付していたと聞いており、当該期間について未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納期間は、申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間後60歳になるまでの約39年間、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の両親の納付記録が確認できた昭和 42 年4月から申立人が 結婚する前の 44 年 12 月までの約3年分について、申立人と両親の国民年金 保険料の納付年月日が一致しており、結婚するまでの申立人の国民年金保険 料は、同居していた親が一緒に納付していたとする申立人の主張と符合する。

さらに、申立てのとおり、国民年金手帳の昭和 41 年度国民年金印紙検認記録欄の欄外に「1、2、3月、300 円預り領収書後送」などの手書きによる記載が認められ、申立期間について国民年金保険料を納付した可能性が高いものと推認できる。

愛知国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで 国民年金に加入した昭和 46 年 12 月に、夫が当該期間の国民年金保険料 を納付した記憶があるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、20 歳から 57 歳の現在に 至るまでの約 38 年間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付して いる。

また、申立人及びその夫が保管している国民年金手帳の検認記録によると、 昭和 46 年4月から 49 年3月まで、夫婦は同一日に現年度保険料を納付して おり、夫婦共に国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、A市においては、申立期間当時、国民年金加入手続の際に過年度保険料があった場合、市役所において過年度保険料の納付書の交付を行っていたことから、昭和 46 年 11 月に加入手続を行い、同年 12 月に現年度保険料を納付した際に申立期間である昭和 44 年度分の過年度保険料も納付したとする申立人の説明には合理性がある。

愛知国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

昭和44年9月に国民年金手帳の交付を受け、すぐに43年1月から44年 3月(15か月分)までの国民年金保険料を郵便局で納付した記憶がある。

申立期間以後は国民年金保険料をもれなく納めており、申立期間の保険料のみを納め忘れることはあり得ないので保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の納付については、国民年金手帳とともに納付を促す書類が送付されてきたため郵便局で納付したと主張しており、納付に関する主張は具体的で基本的に信用できるものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和44年9月に発行されたものであるが、その時点で申立期間は時効になっておらず納付可能であり、同年11月14日に現年度分である同年4月から10月までの保険料を納付していることが確認できることから、過年度分となる申立期間の保険料納付を同年9月18日に行ったという申立人の記憶は不合理ではない。

さらに、申立期間後の期間について申立人と同一日に保険料納付を行っていたことが確認できる、同居していた申立人の姉は、国民年金制度発足後すぐに加入し、60 歳に至るまですべて納付していることから、申立人の家庭における国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

愛知国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は夫が行っており、現年度の 国民年金保険料については夫が私の分も含め、同一日に納付してきた。

申立期間の国民年金保険料については、夫と共に昭和 50 年ごろに特例納付により納めた記憶があるが、夫については納付記録があり、私だけ未納となっていることは納得できない。

なお、国民年金保険料を特例納付した際の領収書については、紛失したが、国民年金手帳に当該期間の領収書を挟んだ形跡がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 47 年 11 月に、申立人の夫は 48 年 12 月に国民年金の加入手続を行っているが、夫婦共に、加入後 60 歳までの国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、62 年 4 月以降は国民年金保険料を前納していることから、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金保険料の納付年月日が確認できる昭和 48 年 10 月から 50 年 9 月まで、夫婦が同一日に国民年金保険料を納付している。申立人の夫については、昭和 50 年 1 月から 11 月までの間に、4 回に分けて、38 年 11 月から 47 年 3 月まで(101 か月分)の国民年金保険料を特例納付しているが、上記の状況からみて申立人の夫のみが特例納付していることは不自然であり、申立人の国民年金保険料についても申立人の夫が特例納付していたものと推認される。

さらに、申立人の夫が昭和50年11月に特例納付した44年4月から47年3月までの36か月分については、社会保険庁の電算記録では未納とされてい

たが、申立人の夫が保管していた国民年金保険料の領収書及び社会保険庁の 被保険者台帳の記録に基づき、平成19年6月に納付済みに記録が訂正されて いるなど、社会保険庁において不適切な記録管理が見受けられる。

富山国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和49年2月から同年3月まで

申立期間については、納付書が送られてきて国民年金保険料を納めていたはずであるため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録を見ると、申立人が国民年金に加入すべき期間のうち、申立期間については未加入とされているが、それ以外の期間は国民年金の加入期間となっており、1か月を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、転職に伴い厚生年金保険の資格を喪失していた期間について国民年金未加入とされているものであるが、申立人はこのほかにも2回転職し、その際再就職するまでに3か月から4か月を要しているが、いずれもその間は国民年金に加入している。

さらに、申立人については、国民年金手帳記号番号が二つ払い出されているが、昭和 48 年3月ごろに払い出された最初の記号番号に係る記録について、社会保険庁の記録では 48 年4月から同年6月までの保険料が納付済みとされているのに対して、当時申立人が居住していたA市の記録では未納となっていることからみて、申立期間についても同市の記録管理が適切でなかった可能性がある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで

昭和49年に結婚し、その後、国民年金の加入手続をした際に、20歳まで さかのぼって納めれば満額になると言われ夫婦二人分の納付金額を聞いた。 結婚の際の持参金などもあり、経済的には余裕があったので、後日、夫婦二 人分併せて6~7万円を納めた記憶があり、未納となっていることに納得が いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間以降、平成 19 年 9 月までの分の国民年金保 険料をすべて納付しており、納付年月日が確認できる昭和 60 年度以降のほと んどすべての期間において、夫婦で同一日に納付している。

また、申立人及びその夫が納付したとする金額は、特例納付の保険料及び国 民年金の加入手続を行った昭和50年10月時点で納付可能である過年度納付の 保険料額の合計額とおおむね一致する。さらに、当時、申立人の夫が「お金の 準備ができたのでこれから未納分を一括納付する」と話していたのを聞いたと する知人の証言も得られている。

加えて、関連資料として提出された金融機関の取引明細書から、納付したと申し立てている時期に、納付する資力が十分あったことが裏付けられるなど、申立人及びその夫の供述は信用できる。

他方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 50 年 10 月の時点では時効により過年度納付できない保険料であり、この期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月から48年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年3月まで

昭和49年に結婚し、その後、国民年金の加入手続をした際に、20歳までさかのぼって納めれば満額になると言われ夫婦二人分の納付金額を聞いた。結婚の際の持参金などもあり、経済的には余裕があったので、後日、夫婦二人分併せて6~7万円を納めた記憶があり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間以降、平成19年9月までの分の国民年金保 険料をすべて納付しており、納付年月日が確認できる昭和60年度以降のほと んどすべての期間において、夫婦で同一日に納付している。

また、申立人及びその妻が納付したとする金額は、特例納付の保険料及び国 民年金の加入手続を行った昭和50年10月時点で納付可能である過年度納付の 保険料額の合計額とおおむね一致する。さらに、当時、申立人が「お金の準備 ができたのでこれから未納分を一括納付する」と話していたのを聞いたとする 知人の証言も得られている。

加えて、関連資料として提出された金融機関の取引明細書から、納付したと申し立てている時期に、納付する資力が十分あったことが裏付けられるなど、申立人及びその妻の供述は信用できる。

他方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの保険料は 50 年 10 月の時点では時効により過年度納付できない保険料であり、この期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から48年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、納付勧奨文書が送付されたので、夫婦で相談の上、 夫の分と併せて現金で納付したが、自分だけ未納とされていることに納得で きない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和39年から自営業を営み、平成8年に60歳になるまで約32年間国民年金保険料を完納し、申立人も12年に60歳になるまで約34年間、申立期間を除きすべて納付済みである。また、収納年月日を確認できる昭和60年以降は、夫婦共に口座振替で納期内に納付完納しており、昭和41年度分については、夫婦共に同一年月日に同一金融機関で過年度分として納付していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の夫は申立期間について、昭和 50 年に特例納付していることが確認でき(その後、厚生年金保険の加入期間が判明し、一部は還付を受けている)、さらに、確定申告書の貸借対照表の資産の欄で、特例納付したと申し立てている時期に、納付する資力が十分にあったことが裏付けられるなど、申立人の保険料の納付に関する主張は不自然ではなく、基本的に信用できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 11 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月から 44 年 3 月まで

未納期間が無くなるように市役所に相談して納付書3通の交付を受け、昭和55年4月7日に3通分一括して特例納付をしたはずだが、41年11月から44年3月までが未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月に帰化して以来、国民の義務である国民年金に加入しなければならないと常々考えていたことから、44 年 10 月に国民年金に加入し、44 年度から厚生年金保険加入期間を挟んで 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、この間、前納も行う等、国民年金加入以降の納付意識は高かったものと考えられる。

また、昭和55年当時、未納期間となっていた36年4月から44年3月までの保険料を納付するため、市役所に相談し、分割納付書3通の交付を受けたと述べているが、この点について申立人の妻から、申立人は事業に関する請求についても分割して支払うことがよくあったとの証言を得ている。

さらに、申立人は、昭和 55 年 4 月 7 日に 3 通分一括して約 40 万円納付した と述べており、申立期間を含めた未納期間のすべてを特例納付した場合の金額 384,000 円とおおむね一致しており、申立期間前の 36 年 4 月から 40 年 8 月ま での 53 か月分 212,000 円及び 40 年 9 月から 41 年 10 月までの 14 か月分 56,000 円の 2 通の領収書を所持していることからも、申立期間(41 年 11 月から 44 年 3 月までの 29 か月分 116,000 円)のみを納付しなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は、納付当時の状況を詳細に記憶しており、当時、市役所では特例納付にかかる納付書の交付を行っていたことも確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは認められず、申立人の主張は信頼できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで 申立期間について、納付事実の確認ができなかったが、夫の国民年金保険 料と一緒に納付しているはずであり、自分のみ未納となっていることについ て納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月から60歳に到達する前月の平成19年6月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫については、申立期間を含め、昭和37年4月以降の国民年金加入期間すべてについて保険料を納付済みである。また、申立人は昭和51年9月から国民年金に任意加入し、昭和58年4月から60年3月までの免除期間の国民年金保険料を追納しており、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人及びその夫の保険料納付年月日は、納付日が確認できる平成 5年度以降のすべての国民年金加入期間について同一であり、申立期間につい ても、夫婦で同一日に保険料を納付していたものと推認される。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正す ることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 44 年 1 月

② 昭和50年1月から同年3月

申立期間①については、集金人が町内に集金に来て母親が納付、申立期間②については、私がA市役所の窓口で国民健康保険料と一緒に納付した記憶があり、母親のメモに納付した旨記入があるため、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、①昭和 42 年 8 月から 44 年 1 月までの申立期間について、集金人が町内に集金に来て母親が納付したと主張しているが、申立人の国民年金記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、母親に当時の状況を聴取したところ、国民年金の加入手続をした記憶は曖昧であり、申立人の母親が申立人の国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況等が不明である。

2 一方、②昭和50年1月から同年3月までの申立期間については、申立人の母親が昭和57年3月に申立人のためにB社会保険事務所に年金相談に行った際に残したメモの記載内容、母親への聴取結果、その他の関連資料から、そのメモの内容は、納付の事実が裏付けられ、かつ、その信憑性も高いものと推定される。

また、申立人は昭和47年6月に厚生年金保険の資格を喪失し、国民年金

に加入してからは、申立期間を除き、すべて納付済みとなっている。

3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで

私は今まで公的機関に対する支払いを遅延したことは無く、今回の国民年金保険料についても、督促を受けた記憶が無い。

保険料は妻が夫婦二人分を近くの銀行で納付したとしており、妻の申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているのに対して、私の分だけ未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。また、申立人の妻についても、未納とされている期間は無く、申立人が厚生年金保険に加入していた73か月については、国民年金に任意加入して、保険料を納付するなど、夫婦共に国民年金に対する納付意識は高いものと認められる。

さらに、申立人は厚生年金保険から国民年金への種別変更を4回しているが、申立期間以外は、いずれも夫婦共に適切に手続を行なっており、昭和55年4月に再び厚生年金保険に加入するまでの6か月間のうち、申立期間直後の同年1月から同年3月までの3か月については国民年金保険料を納付していることから、申立期間のみ、申立人だけ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

三重国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

社会保険事務所に照会したところ、私の昭和 45 年4月から 46 年3月までの国民年金保険料が未納となっているとのことだった。その当時は、区の集金人が、国民年金保険料を集めていた。区にも資料が残っていないかを確認してみたが、無いとのことであった。申立期間の、妻の保険料は完納になっており、私の保険料のみ未納なのはおかしいと思うので一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した 20 歳から 60 歳までの 40 年間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も、国民年金加入期間は、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻は納付意識が高いと考えられる。

また、申立人は、昭和 47 年 5 月 27 日に申立期間前の 38 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付により納付しており、仮に申立期間が未納であったとすれば、その時点で納付が可能であった申立期間について、過年度納付をしないのは不自然である。なお、その後、特例納付を行った申立人の妻については未納は無い。

さらに、申立人の主張どおりその当時、申立人が居住していた区において納付組織が実在し、集金人による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる。

三重国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

国民年金の加入開始年齢になってから、保険料は一回も滞納していないし、社会保険に切替えてからも一度も未納が無いので、その間の3か月だけが未納とされているのは納得がいかない。その当時は、集金人が各家を回っていたと思うので、不思議だと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市町村には納付組織が実在し、集金人による集金が行われていたことが確認でき、申立内容と一致する。

さらに、申立人は申立期間以前に7年間にわたって保険料を前納するなど、納付意識が高かったことから、申立期間についても納付されていたものと考えるのが自然である。

大阪国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年3月までの国民年金保険料(昭和47年8月から49年6月までについては、付加保険料を含む)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: ①昭和47年8月から50年3月まで(定額 保険料及び付加保険料)

- ②昭和 50 年 4 月から 50 年 9 月まで (付加 保険料)
- ③昭和 51 年 1 月から 55 年 1 月まで(付加保険料)

昭和 47 年 3 月に会社退職後、実母の勧めもあり昭和 47 年 8 月にA市で国民年金に任意加入した。保険料は、自宅に来た集金人に納付したが、付加保険料の説明を受け、付加保険料も同時に納めることにした。

義理の姉にも任意加入で保険料を納付していることを話し、 後日、義理の姉も任意加入した。

昭和49年7月に、夫の転勤によりB市へ転入し、市窓口で説明を受け、B市では納付書により保険料を納めた。

保険料はきちんと納め、付加保険料もA市に住んでいたころと、B市に転入したころは納付しており、付加納付記録が昭和50年10月から同年12月の3か月だけしかないということはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和47年8月から50年3月までについては、申立人は、会社退職後、国民年金に任意加入していた実

母の勧めで、自身の年金権確保のため昭和 47 年 8 月に任意加入したとしているが、申立人の国民年金手帳の払出しは昭和 47 年 9 月であり、申立人の主張と合致しているとともに、申立人の勧めで任意加入したとされる義姉についても、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付が確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金の未納期間は無く、納付済期間はすべて現年度納付していることから、申立人の納付意識は高かったと認められ、当該期間について国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、付加保険料納付の申出について、A市においては、 当時市の集金人により受付及び付加保険料の集金業務が行われ ていたなど、申立内容と整合性があるため、A市に在住してい た昭和 47 年 8 月から 49 年 6 月までは、付加保険料を納付して いたものと考えられる。

しかしながら、申立人は、昭和 49 年 7 月に B 市に転居しており、転居後ほぼ 1 年後に 3 か月分の付加保険料を納付した事実は確認されるものの、その他の期間について、付加保険料の納付の申出の有無、その保険料の額等についての申立人の記憶は曖昧であり、付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 他方、申立期間のうち、②昭和 50 年 4 月から 50 年 9 月までの付加保険料の納付及び③昭和 51 年 1 月から 55 年 1 月までの付加保険料の納付については、昭和 49 年 7 月に B 市へ転居した後の期間であり、前記 1 のとおり、付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立 期間のうち、①昭和 47 年 8 月から 50 年 3 月までの国民年金保 険料(昭和 47 年 8 月から 49 年 6 月までについては、付加保険 料を含む)を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から同年9月まで

未納とされている期間は、私が長女を出産した3か月後から始まっているが、この月は夫が損害保険会社を退職し、保険代理店を開業した月でもある。年金の手続や保険料納付は、夫自身の分と併せて、子育てで外に出られない私の分についても、役所の手続等に詳しい夫がしてくれていたことを、夫婦共にはっきりと記憶しており、私の保険料だけが未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金に係る加入手続を行ったとされるその夫は、 申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納 付している。

さらに、申立期間を除き、ほとんどの期間について、夫婦で同一日に 国民年金保険料を納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に国 民年金保険料を納付してきたものと考えられる。

兵庫国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から同年12月まで

私は、国民年金保険料については、いつも夫婦同時に納付しており、昭和 58 年8月から同年 12 月までは、妻は納付済みになっているにもかかわらず、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

また、申立期間については、妻の分も当初未納とされていたが、A町 (現在は、B市)に納付記録があったため、後日納付が認められ、記録が 訂正されたものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和57年4月から60年3月までは、申立期間を除き、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付日が確認できるが、申立人及びその妻の保険料納付日は、すべて一致しており、申立期間当時、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認される。

さらに、申立人の妻については、申立期間は納付済みとなっているが、当初、申立人と同様、申立期間については未納となっていたものが、平成 17 年 1月の記録照会の際、A町(現在は、B市)の納付記録に基づき納付済みに記録訂正がなされている。

兵庫国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年3月から 47 年7月までの期間及び 48 年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められること から、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年3月から同年7月まで

②昭和48年5月から同年9月まで

私は、昭和 47 年 3 月に国民年金に任意加入し、保険料を納付していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では未納になっていることは納得できない。自ら希望して加入しているのに保険料を未納にするはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、任意加入期間を含め国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと思われるとともに、申立期間当時、申立人の夫は常勤職員で、安定的な収入があり、経済的に問題がなかったことから未納が生じたとは考え難い。

また、申立期間のうち、①昭和 47 年3月から同年7月までの期間については、資格取得日は、社会保険庁の記録では、47 年6月5日となっているが、A市の保有する国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳の記載では、ともに47 年3月5日となっている。申立人の婚姻は47 年4月17日であり、同年3月5日時点では強制加入であるが、A市においては任意加入扱いとされており、そのため、同市は47 年3月分から国民年金保険料を受領したものと解するのが相当である。

一方、申立期間のうち、②昭和 48 年 5 月から同年 9 月までの期間については、社会保険庁及び市の記録では、資格取得日が 48 年 9 月 21 日で一致しており、それ以前に、申立人が任意加入の手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらず、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、国民年金に任意加入した 9 月を除き、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月から同年7月までの期間及び48年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで

② 昭和58年7月から59年2月まで

③ 昭和59年4月から同年8月まで

私は、国民年金加入後は、町内の老人会の人が定期的に自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に支払っていた。

しかし、私の納付記録を確認したところ、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、58 年 7 月から 59 年 2 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 8 月までの期間が未納となっていた。

このため、これらの未納期間について、納付があったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までは、申立人は、42 年 12 月に会社を退職した後、当初は国民年金に加入していなかったものの、国民年金加入後は、町内の老人会の人が定期的に自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に支払っていたと申し立てているが、45 年 1 月 28 日に夫婦そろって国民年金手帳記号番号が払い出されている記録があることから、この少し前に国民年金の加入手続をしたと考えられるとともに、申立人の当時の住所地に納付組織が存在していたことが確認できるため、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、昭和 45 年 8 月 24 日付けで、43 年 5 月から 45 年 3 月 分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付していることが確認でき、保 険料納付のための資金力が十分にあったものと推測されるとともに、申立 人は、この当時、国民年金の加入手続直後であったことから保険料の納付 意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳において、当該申立期間直後の昭和 46 年度について、当初、46 年4月から同年6月までが未納となっていたため「未カード済」(当該年度中に国民年金保険料の納付がなかったため、翌年度に社会保険事務所で「未納者カード」を作成し、保険料納付の催告を行ったことを示すもの)のゴム印が押印された後に、当該3か月分については納付済みであったとして記録が訂正されたと思われる痕跡が認められ、行政における過誤があった可能性がうかがわれる。

2 一方、申立期間のうち、②昭和 58 年7月から 59 年2月までの期間及び ③59 年4月から同年8月までの期間については、申立人は、59 年3月 30 日に同一市内で転居しており、市役所に保存されていた申立人の被保険者 台帳には、「昭 59.1.20 不在」及び「昭 59.4.2 とりけし」との記載が残っ ていることから、転居の前後、市役所では申立人の居所を把握できておら ず、納付組織が申立人から国民年金保険料を集金できなかったものと考え られる。

また、当該申立期間については、転居後、納付組織の集金人が申立人の 自宅に国民年金保険料の集金に来ていた事実は確認できない上、申立人の 国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告 書等)は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 ①昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付し ていたものと認められる。

奈良国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、③昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び④昭和 50 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から39年3月まで

② 昭和41年9月から43年4月まで

③ 昭和45年4月から46年3月まで

④ 昭和50年2月から同年3月まで

私が昭和 42 年 10 月 3 日に結婚するまでの国民年金保険料は、既に死亡した母が納付してくれていたはずである。また、結婚後しばらくしてからは、町内の老人会の人が定期的に自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に支払っていた。

しかし、私の納付記録を確認したところ、昭和 38 年 12 月から 39 年 3 月までの期間、41 年 9 月から 43 年 4 月までの期間、45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、及び 50 年 2 月から同年 3 月までの期間が未納となっていた。

このため、これらの未納期間について、納付があったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、③昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人は、昭和 42 年 10 月 3 日の結婚後しばらくしてから、町内の老人会の人が定期的に自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので、いつも夫婦二人分の保険料を一緒に支払っていたと申し立てているが、45 年 1 月 28 日に夫婦そろって国民年金手帳記号番号が払い出されている記録があることから、この少し前に国民年金の加入手続をしたと考えられるとともに、申立人の当時の住所地に納付組織が存在していたことが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、昭和 45 年 8 月 24 日付けで、43 年 5 月から 45 年 3 月 分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付していることが確認でき、保 険料納付のための資金力が十分にあったものと推測されるとともに、申立 人は、この当時、国民年金の加入手続直後であることから保険料の納付意 識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫の国民年金被保険者台帳において、当該申立期間直後の昭和 46 年度について、当初、46 年4月から同年6月までが未納となっていたため「未カード済」(当該年度中に国民年金保険料の納付がなかったため、翌年度に社会保険事務所で「未納者カード」を作成し、保険料納付の催告を行ったことを示すもの)のゴム印が押印された後に、当該3か月分については納付済みであったとして記録が訂正されたと思われる痕跡が認められ、行政における過誤があった可能性がうかがわれる。

- 2 また、申立期間のうち、④昭和50年2月から同年3月までは、前述のとおり、納付組織が国民年金保険料を集金していた期間と認められるとともに、当該申立期間の前後数年間については、申立人夫婦は、ともに未納期間は無いことから、当該申立期間について、申立人の夫は納付済みであるのに対して、申立人は未納となっているのは不自然である。
- 3 一方、申立期間のうち、①昭和38年12月から39年3月までの期間及び ②41年9月から43年4月までの期間の大部分は、申立人の国民年金手帳 記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間であり、 これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる 事情は見当たらない。

また、当該申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金の加入 状況、保険料の納付状況等は不明である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 ③昭和45年4月から46年3月までの期間及び④昭和50年2月から同年3 月までの期間国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から40年3月まで

昭和54年ごろ役場から未納になっているとの連絡があり、そのとき初めて未納になっていることに気がつき、54年4月3日に夫が役場で特例納付をした。連絡があった期間についてすべて納付したはずであるので、38年10月から39年7月までが納付済みとなって、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を すべて納付している。

また、申立人は、昭和54年4月3日に、38年10月から39年7月までの国 民年金保険料を特例納付していることが確認でき、当時、申立期間についても 納付可能だったのにもかかわらず、納付しなかったのは不自然である。さらに、 申立人の申立期間に係る国民年金保険料を特例納付したと主張する夫につい ても国民年金保険料を完納しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと 思われることから、役場から未納の連絡があった期間についてすべて納付した とする申立人の申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとされる時期に、申立人が納付した昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、当初未納とされていたが、行政における手続上の過誤があったことが判明し、平成19年7月に納付済みに記録が訂正されている。

和歌山国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 7 月から 18 年 6 月までの国民年金保 険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から18年6月まで

申立期間について、平成 16 年 7 月 7 日に、市役所職員に教えてもらい、 国民年金保険料の免除申請の手続をした。それ以降、免除申請をしている が、その記録が無く、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 16 年 7 月から 17 年 6 月までは、申立人は、16 年 7 月 7 日に国民健康保険課を訪れた際に、国民年金課で申請免除の手続を行ったと主張しているが、申立人に対応したとされる国民健康保険課の職員が、申立人に国民年金課の担当者を紹介した記憶があると証言しているとともに、当該期間は免除申請が可能な期間であることから、申立人の主張に不自然さは無い。

また、申立期間のうち、平成17年7月から18年6月までは、申立人は、18年10月31日に16年度から18年度までの所得申告をした際に、国民年金課で申請免除の手続を行ったと主張しているが、当時、申立人が16年度から18年度までの所得申告をしたことが確認できるとともに、当時の国民年金の免除承認期間の特例措置等により、当日に免除申請手続を行えば、17年4月までさかのぼって免除申請することは可能であったことから、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人の平成 16 年度から 18 年度までの所得を確認したところ、いずれの年度についても所得が無かったことが認められ、当時、申立人から適正に免除申請が行われていたとすれば、申立期間のうち、平成 16 年 7 月から 18 年 6 月については、免除が認められていたものと推認される。

一方、申立期間のうち、平成15年7月から16年6月までは、申立人が市役

所の国民健康保険課を、最初に訪問したとされる 16 年 7 月の時点では、免除申請ができない期間であり、国民年金保険料が免除されていたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 7 月から 18 年 6 月については、申立人の国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

広島国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年4月から 44 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月まで

社会保険事務所に、昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの納付記録を照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、当時の市役所嘱託員が記載したと思われる国民年金保険料のメモを所持しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している当時の国民年金保険料額のメモは、同じく申立人が 所持している昭和 39 年4月から 41 年3月までの保険料領収書の筆跡からみ て、当時の市役所嘱託員が記載したものと推察されるとともに、申立期間を 含む各年度の保険料額と一致している。

また、当該領収書に記載された期間のうち、昭和41年3月分は当初未納とされていたが、申立人が保険料領収書を提示したことにより、平成18年4月25日に国民年金保険料の収納記録が訂正されており、社会保険事務所における事務処理上の誤りが認められる。

さらに、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から任意加入し、 申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、また、62年4月からは保険 料を前納していたことから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

香川国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生年月日:昭和12年生

住 所

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は、未納であるとの回答を受けたが納得できない。

昭和52年11月15日、夫と離婚し、強制加入となった。

昭和53年ごろ、T市から申立期間が未納であると言われ、納付書を持って現金で納めた。納付場所は、市役所ではないが、人が大勢いて事務をしていたようなところで、記憶がはっきりしないが金融機関だったと思う。

性格的に通知等(納付書等役所から送られてくる全ての書類)は、すぐ に目を通すタイプなので、税金等もきちんと支払っている。

当時、離婚はしていたが両親の援助を受け、支払える財力があったため 払ったはずである。約2万円程度を持参したような記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間は、保険料を完納している。 また、申立期間に係る過年度納付書が発行されたと考えられるとともに、 申立人は、国民年金に加入した昭和 53 年 10 月以降、年度内に当該年度分を 一括納付しており、それより安価である申立期間の保険料について支払わな かったとするのは不自然である。

さらに、申立期間の保険料の合計額は、申立人が持参したとする金額の範囲内となっており、申立内容に特に不合理な点は認められない。

香川国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成11年8月

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、平成 11 年 8 月分の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、納得できない。

未納とされる平成 11 年 8 月分以外の約 4 年間(学生時代)の国民年金保 険料は、弟と一緒にすべて郵便局の口座(父親名義)からの引き落しで確 実に納付している。

また、今回未納とされた1か月分については、平成10年頃に〇市からS市に転居した際に、S市役所窓口において自分が現金で納付した。この時の領収証は、大学卒業時に不明となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、1か月の申立期間を除き、国民年 金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は比較的最近であり、申立人は、住所変更に伴う窓口での手続の状況等を鮮明に記憶しており、納付したとする金額も当時の保険料額とほぼ一致するなど、申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続等を適切に行っており、申立期間を除き未納期間は存在せず、納付意識は高いものと考えられる。

徳島国民年金 事案15

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から45年3月まで

昭和45年か46年ごろ、当時国民年金保険料の集金を行っていた地元婦人会の婦人部長から、過去の未納保険料を納めることができる特例があることを教えてもらい、すぐに役場窓口に納めに行った。納付金額は1万円ぐらいだったと思うが、領収証等は残っていない。

役場で納めたのは事実であり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が過去の未納保険料を一括納付したとする納付時期については、昭和45年7月から47年6月までの特例納付期間とおおむね合致しており、申立人が主張している納付金額についても、当時の保険料の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、当時の地元婦人会の婦人部長の氏名を記憶しており、 その実在が確認できるとともに、関係者の証言により、当時、婦人会において国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できることから、申立 人の申立内容は信憑性が高いものと考えられる。

加えて、当時、役場窓口においては、特例納付及び過年度納付に係る納付書を備え付けており、住民から特例納付の申出があった場合には当該保険料を受け取っていたことが確認されるなど、申立人の主張に不合理な点は認められない。

高知国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成2年3月

平成2年3月、私はA県B市で転出手続をした際、同市職員から「国民年金に加入しなければならない。」旨の説明を受けたため、国民年金への加入手続を行い、併せて国民年金保険料を納付したにもかかわらず、納付期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は厚生年金保険に長期間加入していたため国民年金加入期間は当該期間のみであり、申立人が納付したとする金額は当時の国民年金保険料の金額とおおむね一致しているほか、申立人が提出した預金通帳からもその状況がうかがわれ、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、A県B市で転出手続をした際に、国民年金の加入手続を促されたと主張しているが、同市からも、転出手続の窓口において、国民年金へ加入するよう案内していたことがあったとの回答が得られる等、申立人の主張に不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、平成2年4月からC県内の企業への転職が決定したことに伴い、A県から実家のあるD県へ、また同県からC県へ、極めて短期間のうちに住所を異動しているが、転出先での国民年金への加入手続が可能であったにもかかわらず、あえて転出元で加入手続を行っていることから、保険料の納付も同時に行っていたと考えるのが自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年1月から同年3月までの期間及び 41 年4月から 42 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで

② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認 できなかったとの回答をもらった。

国民年金の制度発足時に妻と共に加入し、申立期間当時は国民年金の 保険料は集金人に支払っていた。未納の通知をもらったこともなく、完 納しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が申し立てている国民年金保険料の金額は、当時の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立期間当時、申立人は医院を開業しており、毎月一定の収入があったと考えられるとともに、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことなどから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年1月から同年3月までの期間及び 41 年4月から 42 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで

② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認 できなかったとの回答をもらった。

国民年金の制度発足時に夫と共に加入し、申立期間当時は国民年金の保険料は集金人に支払っていた。未納の通知をもらったこともなく、完納しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険 料をすべて納付している。

また、申立人が申し立てている国民年金保険料の額は、当時の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は医院を開業しており、毎月一定の収入があったと考えられるとともに、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことなどから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年9月まで

昭和 50 年7月 10 日に国民年金に任意加入すると同時に付加年金の申込みをしており、51 年 10 月に海外へ行くまで、集金人を通じて納付していた。申立期間が未加入とされていることには納得できず、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰国後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、未納期間は、申立期間のみである。

また、納付したと主張する保険料額も申立期間について納付すべき保険料額におおむね一致しており、申立人の説明は具体的で、信用することができる。

さらに、申立人は社会保険事務所の台帳の記載及び市役所の名簿で「付加納付50年7月10日」の記載が確認でき、申立人の主張を裏付けるものとなっており、同日以降について記録上未加入とされていることは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの国民 年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記 録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から54年3月まで

昭和 43 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、いつかは覚えていないが、国民年金手帳の払出を受けた後に、夫の分と合わせて十何万円かを自宅で払った記憶がある。

少なくとも、夫と一緒に納付したのに、納付期間が夫と1年半相違しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までは、申立人は、 その夫と共に自宅で理髪業を営んでおり、居住する B 市においては、当 時、集金人(集金嘱託員)による国民年金保険料の戸別徴収が実施され ていたことが確認でき、夫の分と合わせて国民年金保険料を自宅で支払 ったとする主張に不自然さは無い。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が同一日に連番で払い出されているとともに、申立期間後の国民年金保険料の納付記録については、納付年月日は判明しないものの、昭和57年度から59年度までは、毎年度、4月分は定納、5月から翌年3月までの分については前納となっていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、その夫と納付期間が相違する昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの1年半の保険料は9万1,920円であり、申立人は、夫の分と併せて十何万円納付したと主張しているが、その金額と大きく相違するもの

ではない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から 52 年 9 月までは、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時期は、特例納付実施時期であるが、申立人の夫の分と併せて加入当初からの未納保険料を全額納付したとすれば、納付額は 111 万円余となり、申立人の主張する十何万円とは大きく相違することから、当該期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

母の知り合いであった国保年金課長に担当してもらい、A区役所で任意加入手続をした。同時に窓口で1か月分の保険料を納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険 料をすべて納付している。

また、申立人は当時の窓口担当者の氏名を記憶しているとともに、納付したと主張する保険料額も申立期間について納付すべき保険料額におおむね一致するなど、申立人の説明は詳細かつ具体的で信用できる。

さらに、昭和51年3月17日の国民年金の加入手続については、区役所の被保険者名簿や国民年金手帳から確認され、任意加入手続をしているにもかかわらず、加入した同月の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

長崎国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から同年 12 月まで 国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が 未納となっていた。

昭和58年8月から付加保険料は納付を止めたが、定額保険料については納付を継続しており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間であるとともに、国民年金加入期間について、申請免除期間及び申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、数回にわたって厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っているが、いずれも適正に手続を行っており、申立期間を除き、 未納期間は存在しない。

さらに、申立人は、昭和54年5月から57年8月まで、国民年金に任意加入するとともに、昭和54年5月から58年7月までは、定額保険料と付加保険料を納付するなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

長崎国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁の記録では、申立期間における国民年金保険料は未納とされているが、当時、税金や国民健康保険税などと一緒に納期前に毎月又は毎期、近くの金融機関で納付していた。未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間を含む昭和43年9月から61年3月までは、申立人の夫が共済年金に加入中であったため、国民年金に任意加入するとともに、平成3年4月から満60歳に達する前月の平成5年10月までの約2年半は、国民年金保険料を前納するなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

熊本国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 45 年 3 月まで

申立期間当時、町内会では、自治会長が国民年金保険料の集金を行って おり、私は、保険料の納付を拒否したことは無く、また、忘れたことも無 い。

妻は、国民年金保険料を完納しており、同時期に私の分だけ未納となっていることは絶対に無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納期間は、申立期間のみであり、申立期間後は、37 年間にわたって国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 51 年度からは付加保険料の納付を行っているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人は、両親及び妻と同居し農業を営んでおり、 両親及び妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料 を完納している。

さらに、申立期間当時、申立人の居住地区において輪番制で国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、申立人自身も、国民年金保険料の集金を行ったことがあるなど、国民年金保険料の納付に対する理解があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間について納付していないとするのは特段の事情がない限り不合理であることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月

申立期間の国民年金保険料については、私が、当時、250 円の保険料を、 夫の分と併せて二人分一緒に納付組織の集金人に納付した。夫は、納付済 みとされているが、私の分は納付済みとされておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和43年3月に 結婚して以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険 料をすべて納付している。

また、昭和 44 年度 4 月から 45 年 3 月までについては国民年金保険料の納付日が確認できるが、申立期間を除き、すべてその夫と同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられるとともに、夫については、申立期間は納付済みとなっていることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間当時、申立人及びその夫の居住していた地域において、納付組織が実在したことが確認できる。

大分国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和48年7月

私の居住している地域では、納付組織による国民年金保険料の集金があり、私と妻は当該組織を通じて納付していた。昭和45年2月から48年6月までは、すべて完納となっており、48年7月だけ未納となっているのは納得できない。申立期間の納付を証明する納入カードや他の資料を添付するので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、1か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地区に納付組織が実在していることが確認できるとともに、申立人は、申立期間を含む昭和 44 年度から 48 年度までについて、納付組織の集金人の押印及び集金日の記入がある「保険料納入カード」を所持している。

さらに、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在して いない。

宮崎国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37年 10月から 39年 3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

結婚した昭和38年7月ごろに、私の転入届を提出するために 夫が役場を訪れ、国民年金の加入手続を行い、その数日後に、 未納となっている国民年金保険料を一括して納付したと聞いた。

領収証等は平成10年に自宅が火災にあったため保管していないが、申立期間である36年4月から39年3月までの分が社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国 民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとされるその夫については、国民年金保険料を完納しているなど納付意識が高かったものと考えられ、未納となっている国民年金保険料を一括して納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人と同一日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた被保険者9名の納付記録を調査したところ、過年度納付をしている者が7名いることが確認でき、そのうち4名は昭和37年10月までさかのぼって過年度納付したものと認められ、当時、市役所においては、国民年金の加入者に対して過年度納付の勧奨を行っていたものと推測でき、申立人についても、過年度納付したと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月

までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、37年7月から同年9月までは、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないため、上述の4名と同様に37年10月から国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であ る。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで /

申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を社会保険事務所からもらったが、申立期間以外はすべて納付済みとなっており、申立期間が未納とされていることは納得できない。30年以上前のことであり、どのような形で納付していたかは覚えておらず、領収書も所持していないが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月の結婚以降、申立期間の6か月を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 45 年度、46 年度及び 63 年度から平成2年度までの期間については、申立人夫婦は、共に国民年金保険料を納付期限内の同一年月日に納付していることが確認でき、納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人夫婦は、申立期間当時、自営業を営んでおり、経営も順調であったと主張しており、申立期間についてのみ未納となっているのは不自然である。

鹿児島国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を社会保険事務所からもらったが、申立期間以外はすべて納付済みとなっており、申立期間が未納とされていることは納得できない。30年以上前のことであり、どのような形で納付していたかは覚えておらず、領収書も所持していないが、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和42年10月以降、申立期間の6か月及び60歳に到達する直前の免除期間の12か月を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 45 年度、46 年度及び 63 年度から平成 2 年度までの期間については、申立人夫婦は、共に国民年金保険料を納付期限内の同一年月日に納付していることが確認でき、納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人夫婦は、申立期間当時、自営業を営んでおり、経営も順調であったと主張しており、申立期間についてのみ未納となっているのは不自然である。

鹿児島国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

昭和 61 年秋ごろ、父が、自宅を訪れた民生委員に、私の国民年金についての国民年金保険料に未納期間があると言われた。後日、父に、「60 歳になったときに満額もらえないとかわいそうだから、10 万円以上の高額だったけど払っておいたからな。」と言われたことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年 金保険料をすべて納付している。

また、市役所の記録では、申立人の国民年金への加入処理年月日は昭和 61年 11月 13日とされており、このことは、同年 8月の転入後に民生委員から納付等の勧奨を受け、同年秋ごろに納付したとする申立内容及び国民年金手帳記号番号の払出日とも符合する。

さらに、市役所の担当者から、申立期間当時、同市では、民生委員を通じて 国民年金制度への加入を勧奨する適用対策事業を実施していたとの証言が得 られているとともに、申立人の父母は、未納期間分の国民年金保険料額を支払 うだけの十分な資力があったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和48年5月8日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、50年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 48 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 4 万 5,000 円、48 年 10 月から 49 年 9 月までの標準報酬月額は 4 万 8,000 円、49 年 10 月から 50 年 7 月までの標準報酬月額は 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月8日から50年8月1日まで 年金記録を確認したところ、株式会社Bに勤務した記録が無いとの回答 であった。健康保険証の番号を書き留めた、当時の母子手帳があるので、 申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の上司の証言から、申立人が申立期間に、株式会社Bに勤務していたことが確認できる。

社会保険庁のオンライン記録では、母子手帳に書き留められた事業所整理記号番号(健康保険証の記号番号。以下「記号番号」という。)は、ほかの者(以下、「A氏」という。)の記号番号となっているが、当該記号番号により確認できる事業所及び被保険者期間は、申立人の申立内容と一致しており、また、当該記号番号に係る社会保険事務所の被保険者原票は確認できない。

また、A氏は申立人が申立期間以前に勤務した別の事業所において、申立人と一番違いで被保険者台帳の記号番号を払い出された者であり、A氏は、申立期間には、申立てに係る事業所が存在する県には居住していなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記記号番号に係る被保険者記録は、申立人のものであったところ、社会保険庁における処理の中で、A氏の記録に混同されたものと考えられ、申立人が昭和48年5月8日に被保険者資格を取得した旨の届出及び50年8月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、上記記号番号に係る記録より、昭和 48 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 4 万 5,000 円、48 年 10 月から 49 年 9 月までの標準報酬月額は 4 万 8,000 円、49 年 10 月から 50 年 7 月までの標準報酬月額は 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 4 月 1 日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正する必要がある。

さらに、申立人は、申立期間②に係る標準報酬月額(5万 2,000 円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、当該標準報酬月額の変更の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を5万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、昭和 45 年 4 月の標準報酬月額は 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から同年5月19日まで

② 昭和 45 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

厚生年金基金へ退職年金の請求を行った際、社会保険庁の記録と基金の 記録に相違があることがわかった。社会保険事務所に期間照会を行ったと ころ、資格取得日が昭和45年5月19日との回答だった。

しかし、採用されたのは、年度区切りの4月1日である。入社した証拠として健康保険組合被保険者証、雇用保険被保険者証及び厚生年金基金の加入員台帳を添えて、確認を申請する。また、同年 10 月の定時決定の標準報酬月額も漏れているので併せて確認を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

事業所の保管資料等により、申立人の入社日が昭和45年4月1日であること、厚生年金基金、健康保険組合の保管記録において、資格取得日が同日であること、同年10月の標準報酬月額が5万2,000円であることが確認できる。また、厚生年金基金より、当時の届出様式については、同じ基金に加入している他の事業所に保管されていた昭和44年7月ごろの「厚生年金基金加入

員資格取得および標準給与決定通知書」並びに「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から届出様式が複写式であるとの回答があり、当該事業所においても同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出され、基金においてはそれに基づき厚生年金基金加入員台帳に記入されている事実が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 45 年 4 月 1 日に被保 険者資格を取得した旨の届出及び同年 10 月に標準報酬月額を変更した旨の届 出について、事業主が社会保険事務所に適切に行ったことが認められる。

また、厚生年金基金加入員台帳から、申立期間①の標準報酬月額は、4万8,000円、申立期間②の標準報酬月額は5万2,000円とすることが妥当である。

国民年金 事案 133

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から50年9月まで 近くの出張所で国民年金の加入手続をした際に、「今なら過去の未納分 も支払える。」と言われ、その日に出張所で保険料を支払った記憶がある。 申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が昭和 52 年 7 月頃に払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたと考えられるが、申立期間は時効により納付できない期間であり、この時期は特例納付できる時期でもなかった。

さらに、保険料を納付したとする時期や金額が不明確であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

国民年金 事案 134

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間、45 年 7 月から同年 9 月までの期間、46 年 1 月から同年 6 月までの期間、49 年 1 月から 52 年 12 月までの期間及び 54 年 1 月から平成 9 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで

② 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで

③ 昭和 46 年 1 月から同年 6 月まで

④ 昭和49年1月から52年12月まで

⑤ 昭和54年1月から平成9年5月まで

申立期間の国民年金保険料は、いずれも、4月に国民年金保険料の納付書が届き次第、A銀行B支店において、1年分を一括納付(前納)しており、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付書が送付されるたびに、A銀行B支店で 1年分を一括して前納していたと主張するが、国民年金保険料を納付してい たことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、納付済みとなっている期間の保険料の納付状況をみても、前納した 記録は無いとともに、母親が納付していたとされる結婚前の期間を除き、1 年分を一括して納付していた記録は無い上、納付していたとする金額も申立 期間当時の国民年金保険料の金額と差異があるなど、不合理な点がみられる。

国民年金 事案 135

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年4月から平成2年4月までの期間及び9年4月から 11 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成2年8月まで

② 平成9年4月から11年3月まで

昭和 62 年4月から平成2年4月までの法定免除及び9年4月から 11 年3月までの申請免除については、届出及び申請手続をしておらず、保険料を納付していたはずであり、免除されたことになっているのは納得できない。

現に、平成2年4月から7月までの保険料を納付した領収書を所持している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を納付していたと主張する昭和 62 年4月から平成2年8月までは、社会保険庁の記録によると昭和 62 年4月から平成2年4月が法定免除期間と記録され、2年5月から同年8月までが納付済みと記録されている。また、この記録管理については、申立人が領収書を所持している2年4月から同年7月までの分として納付した保険料のうち2年4月分が法定免除期間であり誤検認となるため、それぞれ2年5月から同年8月までの分として検認されていたことからも、免除期間を確認の上で記録管理が適正になされていることがうかがわれる。

さらに、申立人が保険料を納付していたと主張する平成9年4月から 11年3月までは、社会保険庁の記録によると申請免除の期間と記録され ており、この記録管理についても2年9月から申立期間の終期である11 年3月まで免除が継続する間、9回の申請手続の都度、その申請日と処理 日が入力されていることを踏まえると、記録管理の不備をうかがうことは できない。

加えて、申立期間のうち、領収書が現存しており、そもそも納付済みとして記録されている平成2年5月から同年8月までを除き、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、納付金額や納付場所が明確ではないなど、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、そもそも申立前から納付済みとされている平成2年5月から同年8月までの期間を除き、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から47年3月まで

兄弟が集まった席で年金の話になり、「(自分の)保険料を母親が払っていたはず」と兄弟から聞いたので記録を調べたところ、申立期間が未納となっていた。

母親は兄の保険料を払っていたのだから自分の保険料も納付している はずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月から 63 年 2 月までの保険料は未納なく納付しており、63 年 3 月から平成 13 年 7 月までは納付や免除のほか未納期間もあるが、60 歳以降の 14 年 4 月から 16 年 3 月までは任意加入し保険料を納付している。

しかし、申立期間について申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、申立期間にかかる加入手続や保険料納付について申立人は関与しておらず、申立人は母親から国民年金について直接話を聞いていないため、当時の国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

さらに、国民年金記号番号払出簿の調査を行ったが、申立人が所持している昭和47年9月発行の国民年金手帳に記載された記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

函館国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60年1月から 63年7月まで

社会保険事務所に確認したところ、昭和 60 年 1 月から 63 年 7 月までの国民年金保険料の納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。

当時、保険料は妻が納付しており、妻に確認したところ、納付書で銀行やA市役所のB支所で納付した記憶があり、そんなに未納は無いはずと言っている。妻の保険料は昭和 63 年4月から同年7月まで納付されており、領収書もある。自分の分だけが未納とされているのは不自然であるため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収書から、申立人の妻の分については、 申立期間の一部である昭和 63 年4月から同年7月までの保険料が 同年8月9日にA市役所のB支所で納付されたことが確認できる が、申立人が申立期間にかかる国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。また、申立人自 身は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の妻については聴取 することが困難であるため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の保険料納付を行ったとする申立人の妻について も、国民年金加入期間のうち、領収書が存在する昭和 63 年4月か ら同年7月までの4か月以外はすべて未納となっている。

青森国民年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和48年4月から同年9月まで昭和37年12月から51年3月までの国民年金保険料については、昭和50年12月に一括で納付したはずであり、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されており、 申立人は、この時期に国民年金の加入手続を行ったと推認される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 50 年 12 月に一括して納付したはずと主張しており、申立期間前後の 37 年 12 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 51 年 3 月までの期間の保険料については、50 年 12 月 9 日に納付されていることが確認できる。しかし、その時点で申立期間は、時効により過年度納付ができない期間であり、また特例納付の対象期間は、制度上、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までと定められていたため、申立期間の保険料は、特例納付でも納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

青森国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

亡き母から納付しておいたと聞かされており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、亡き母親が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 45 年 4 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

青森国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生年月日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受けた。

義父が、私と夫の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、 申立期間について、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私だ けが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、亡き義父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。また、申立期間について納付済みとなっている申立人の夫も記憶が不明確であることから、当時の国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 9 月 の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、国民年金保険料を一括で納付したとする主張は無く、それをうかがわせる関連資料は見当たらない。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

岩手国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年1月から 49 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。同一世帯で一緒に商売をしていた父親又は母親が納付していたはずなのに、納めていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その父親又は母親が納付していたはずだと申し立てているが、そのことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)が無く、提出があった申立期間に係る所得税源泉徴収簿にも国民年金保険料の納付に係る社会保険料控除額の記載が無い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、加入手続の時期や納付金額が明確ではなく、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する申立人の父親は既に死亡しており、母親からそれらの状況を聴取しても、具体的な記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

岩手国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年4月から 49 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。同一世帯で一緒に商売をしていた義父又は義母が納付していたはずなのに、納めていないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その義父又は義母が納付していたはずだと申し立てているが、そのことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)が無く、提出があった申立期間に係る所得税源泉徴収簿にも国民年金保険料の納付に係る社会保険料控除額の記載が無い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、加入手続の時期や納付金額が明確ではなく、当時加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する申立人の義父は既に死亡しており、義母からそれらの状況を聴取しても、具体的な記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

岩手国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

牛 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年1月まで

昭和57年8月に、それまで勤めていた会社を辞め、A県からB市に転居し、B市内の会社に勤めた。この会社は、設立されたばかりで、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったため、国民年金に加入した。私の妻は56年2月から国民年金に加入しており、申立期間については、妻が銀行の窓口で二人分の保険料をまとめて納めていた。私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B市に転入した際に国民年金に加入し、申立期間の保険料は、妻が納付書により銀行の窓口で納めた」と主張しているが、国民年金の加入手続についての記憶はあいまいであり、保険料を納付していたことを示す関連資料も存在しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出登録処理 票によると、平成7年9月から8年12月の間に払い出されており、その時点 では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、他に国民年金手帳を所持したことが無いと主張しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

仮に、申立人が、昭和57年8月に国民年金の加入手続を行ったとすると、 当時国民年金に任意加入していた申立人の妻は、その時点で強制加入に切り 替わるはずであるが、申立人の妻の国民年金手帳、社会保険庁のオンライン 記録及びB市保管の被保険者名簿によると、国民年金第3号被保険者となっ た61年4月まで任意加入のままとなっており、申立内容と矛盾している。

山形国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から平成元年3月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、申立期間について納付 記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 57 年7月から両親が私の国民年金保険料の納付を任意で開始し、以後、私も含めた家族4人分の保険料を前納で毎年A町役場にて納付していた。

また、平成3年3月に勤務先を退職後、国民年金の手続のため、同年4月に厚生年金手帳と両親が納付してくれていた国民年金手帳2冊をA町役場に持参した際、窓口で年金手帳を一冊に統合したとして、国民年金手帳を取り上げられたため、申立期間に係る保険料を納付したことを証明するものは無いが、納付していたことは間違いない。

両親は、家族の国民年金保険料を納付するため、納付時期に満期になるように毎年定期積立てをしており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、両親が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が必ずしも明確では無い。

また、申立人は、A町役場に年金手帳2冊を持参したところ、申立期間に係る国民年金手帳を取り上げられたと主張するが、これを裏付ける

関連資料や周辺事情は見当たらず、申立人について、平成3年4月1日加入とされている国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる客観的な事情も認められない。

さらに、申立期間の一部については、申立てどおり、おおむね納付時期に満期となる両親名義の定期預金があったことは確認できるが、この預金が申立人の国民年金保険料の納付に充当されたか否かについては、これを裏付ける客観的な資料等が無く、特定が困難である。

このほか、社会保険庁及びA町役場においても申立てを裏付ける関連資料及び周辺事情が見当たらない。

山形国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年4月から 61 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年6月まで

私が結婚した昭和 62 年に、夫は私の国民年金の加入手続を行った上で、 被保険者資格を取得した時点の 60 年 4 月からそれまでの未納分を全額一括 で納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年に申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 63 年 8 月であり、また、申立人の夫がその当時、区役所窓口で受け取ったと思うと述べているパンフレットにも「昭和 63 年 6 月発行」と記載されているため、申立人の夫が、申立人の国民年金加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 63 年 8 月ごろと推認される。

また、その時点において申立期間は、国民年金保険料の納付期限から2年 経過して時効により納めることができない期間であるため、申立期間の保険 料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた ことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、過年度納付が可能だった昭和61年7月以降の保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、申立人は、その夫が作成した昭和 62 年分確定申告書 (控) に記載された社会保険料控除額に申立人の国民年金保険料が含まれていると主張しているが、同控除額と申立人の夫が加入していたA共済組合の短期・長期掛金額の資料等を基に推計した申立人の夫の当時の社会保険料額 (自己負担分) がほぼ一致することから、申立人の保険料は含まれていなかったと推認される。

山形国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 8 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。

私は、昭和 56 年4月に自営業を始めるため、勤務していた会社を退職したが、自営の会社が社会保険の適用を受けることになった同年9月に市役所にその旨を伝えたところ、申立期間に係る国民年金保険料額を提示され、納付した記憶があるので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人から聴取しても、納付したとする金額は必ずしも明確ではない。

また、社会保険庁の記録上、昭和 57 年 5 月以降に、社会保険事務所から申立人に対し、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認でき、これは、56 年 9 月に納付したとする申立人の主張と矛盾し、申立期間が未納であったことも否定できない。

さらに、申立人の国民年金の加入履歴を見ると、昭和 56 年7月に、20 歳にさかのぼって国民年金被保険者資格の取得手続を行っていることが確認できる一方、A市の国民年金被保険者名簿によれば、同年9月1日に自営の会社が社会保険の適用を受けることになったことによる同資格の喪失手続が同年 10 月に職権により行われており、本来申立人が行うべき喪失手続がなされていない。

なお、申立人には、申立期間以外にも厚生年金保険の加入期間が途切れ た期間などに国民年金保険料の未納期間が多く見受けられ、その妻も、 国民年金の加入期間について保険料を納付したことが無い。

山形国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで 社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民 年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和 61 年4月以降は、法改正により、配偶者が厚生年金保険被保険者であっても強制加入となったとの説明を市役所から受け、国民年金に加入しているはずであり、保険料は、納付方法が口座振替となった月の前月(昭和 62 年 10 月)に、妻の勤務先に出入りしていた銀行員に依頼して一括納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付を依頼したとする銀行員に聴取しても、申立てのとおりの納付が行われていたか不明であり、当該銀行においても納付事実を確認できる資料が見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を一括納付した(一括納付した回数は一度だけ)と主張しているが、①社会保険庁の記録上、申立期間の直後に当たる昭和 62 年4月から同年 10 月までの保険料が同年 10 月に納付されていることが確認できること、②申立人は、納付したとする金額について、「10 万円は超えていなかったと思う」と説明しているが、62 年 10 月に、申立期間を含む納付可能な当月までの保険料を一括納付した場合、当該保険料額は、13 万 7,000 円となり、申立てと相違することを勘案すると、申立人が申立期間の直後に当たる昭和 62 年4月から同年 10 月までの保険料の納付をもって、申立期間に係る保険料を納

付したものと認識している可能性も否定できない。

なお、申立人の公的年金の加入履歴をみると、申立期間以前に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行うべき機会が3回あるが、いずれも加入手続がなされていない。

山形国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から同年12月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

大学在学中の同級生の夫と結婚後に市役所で国民年金の加入手続を行ったことを記憶しており、未加入及び未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の納付状況についての記憶も不明瞭であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和44年10月に行われていることが確認できるものの、その国民年金手帳記号番号は取り消されていることが確認できる。A市の国民年金被保険者台帳においても、44年1月1日に強制加入被保険者として資格取得及び同日付けで資格喪失した旨の記録があり、国民年金手帳の記号番号が取り消されたと思われる記載があることから、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していなかったと推認できる(なお、申立人は20歳になった時点で学生であり、強制加入被保険者の対象でないために取り消されたと推認される。)。

さらに、申立人には、申立期間以外にも未納期間が多数見受けられ、国民 年金保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

茨城国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

昭和49年8月に結婚し、A町(現在は、B市)からC市に転居した。転居前に49年9月までの国民年金保険料は納付していたが、転居後、49年10月以降の保険料は納付していなかったため、後日、未納分を母が納付してくれた。このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市に転居した後、国民年金保険料を納付していなかった期間があったため、後日申立人の母がその未納分の保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身が保険料納付に直接関与していなかったため、当時の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人の母が保管していた申立期間当時の家計簿を見ると、昭和 52 年 2 月 28 日に、未納となっていた 49 年 10 月から 52 年 7 月までのうち、50 年 1 月から 52 年 7 月までの保険料を納付したことが確認できる一方、それ以前の期間に保険料を納付したことを示す記載は無いことから、申立期間の保険料納付が行われていなかったことが推認できる。

なお、申立期間の保険料については、この時点で、時効により納付できないことから未納となったものと考えられる。

茨城国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 37 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

昭和34年6月から37年6月までA都市にあったB社に住み込みで働いていた。退職の際、社長からオレンジ色の手帳を渡されたので、社長が給与から国民年金保険料を納付してくれていたと認識していた。

このため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料の納付について、B社の社長が行っていたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(国民年金手帳、給与明細等)が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が記憶している当時の国民年金手帳の色をオレンジ色としているが、申立期間当時はその色の国民年金手帳が交付されている事実が無く、申立内容に矛盾が認められる。

さらに、申立人は、保険料を納付していた期間として、当初B社に勤務していた昭和34年6月から37年6月までの期間を主張していたが、このうち36年3月以前の期間については国民年金保険料の納付開始前であり、保険料を納付できない期間であることから、申立内容が不自然と考えられる。

茨城国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から 61 年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和56年4月から61年3月までが未納とされていた。申立期間の国民年金保険料はA市役所の窓口で毎月納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 10 月 2 日に国民年金被保険者資格を取得(任意加入)して以来、申立期間の保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿及び確定申告書等)が無い。

また、申立期間当時のA市における国民年金保険料の納付方法は、3か月単位の納付であったことが確認できたことから、毎月納付していたとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、昭和 56 年4月 28 日に任意加入資格を喪失しており、 その後、当該資格を再度取得したことをうかがわせる事情は見当たらず、か つ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

栃木国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 6 月までの期間及び 49 年 10 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年6月まで

② 昭和49年10月から51年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったと言われたが、当時は年に4回くらい、市役所又は出張所で納付していたので納得できない。また、昭和50年度の保険料は免除とされているが、免除申請をした覚えが無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について市役所又は出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、具体的な納付方法等に係る記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間①以降に居住した市町村において昭和49年5月24日に国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができないと考えられ、事実、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、かつ、以前居住していた市町村において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがえない。

さらに、申立人が提出した国民年金手帳によれば、昭和 50 年度の欄に免除 承認を表す「申免」の押印があり、申立期間②の保険料を納付したとする申 立人の主張とは矛盾する。

栃木国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 47 年 6 月までの期間及び 49 年 10 月から 51 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 47 年 6 月まで

② 昭和49年10月から51年7月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったと言われたが、当時は年に4回くらい、市役所又は出張所で納付していたので納得できない。また、昭和50年度の保険料は免除とされているが、免除申請をした覚えが無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について市役所又は出張所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、しかも、具体的な納付方法等に係る記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間①以降に居住した市町村において昭和49年5月24日に国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができないと考えられ、事実、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、以前居住していた市町村において、別の国民年金手帳記号番号が払出されている形跡もうかがえない。

さらに、申立人が提出した国民年金手帳によれば、昭和 50 年度の欄に免除 承認を表す「申免」の押印があり、申立期間②の保険料を納付したとする申 立人の主張とは矛盾する。

その上、申立期間①には、2回にわたり合計5か月の厚生年金加入期間も存在する。

千葉国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年7月から 63 年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から63年9月まで

昭和 62 年 7 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料は、63 年と平成元年の 2 回、社会保険事務所から催告書が来て、1 回目はA市B町のA社会保険事務所で 7 万 6,000 円か 6 万 7,000 円を納付した。 2 回目も納付した記憶があり、未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 63 年と平成元年に2回に分けて納付したと主張しているが、提出された銀行預金通帳及び確定申告書控からは、一人分の保険料のみ納付されていたことが認められる。また、申立人の妻は申立期間に係る保険料について、自らの保険料のみを納付していたとしており、申立人の保険料の納付には関与していない。したがって、通帳及び申告書控に記載された国民年金保険料額は、納付済みとされている申立人の妻の保険料の納付に係る支出と推測するのが自然であり、申立人の申立期間に係る保険料の支出とは考え難い。

さらに、申立人が1回目に納付した場所と主張している「A市B町のA社会保険事務所」は、昭和54年7月及び59年11月に移転し、63年当時はA市C町に所在していたことが確認でき、申立期間の保険料の納付場所に関する申立内容には矛盾がある上、申立人は具体的な納付方法等については記憶が無いとしており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当らない。

山梨国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から47年12月まで

私は昭和 47 年 12 月に市役所を退職した際に、市町村職員共済組合から退職一時金を受け取った。その後、サラリーマンの夫の扶養となっていたところ、61 年 4 月に第 3 号被保険者の制度ができると知った。その際、退職一時金を受け取ってしまっていたが、国民年金にさかのぼって加入し、年金を受給したいと考え、その方法を社会保険事務所に照会したところ、「保険料の振込用紙を送るので 47 万円の保険料を払い込んでください。」との回答を得た。そこで、ただちにこの金額を郵便局で払い込んだ。

しかし、社会保険事務所で確認したところ、申立期間の保険料が納付されていないことが分かった。その結果には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が市町村職員共済組合から退職一時金(脱退手当金)を受け取っているため国民年金に加入することができない期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、確定申告書等)も無い。

また、申立人は、昭和 61 年に申立期間の保険料として 47 万円を納付したとしているが、この当時、申立期間にさかのぼって保険料を納付できる特例納付のような制度は存在しなかったため、保険料を納付することは不可能である。

さらに、申立期間の保険料は2万5,900円に過ぎず、申立人が納付した としている47万円とは大幅に異なり、申立内容とは矛盾する。

岐阜国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から47年6月まで 昭和38年9月末で会社を退職後、20歳となった38年12月から親が手続 を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、親が国民年金の手続を行い、納付もしていたと主張しているが、 申立人の親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立期間のうち婚姻後の昭和 43年3月から47年6月までの期間についても、親が納付したのか、自身が 納付したのか記憶が無いなど、国民年金の加入状況、納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 7 月に夫と連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。加えて、夫についても婚姻後の申立期間については一部が納付されているほか未納である。

岐阜国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成4年5月まで

私は、昭和61年4月に創設された第3号被保険者制度の被保険者に該当している場合でも、保険料を納付することができ、納付すればより多くの年金を受給できると思い、F市のG支所で昭和61年4月から平成4年5月までの7年間、毎年4月に1年分の国民年金保険料を前納し、その都度、その場でレシートのような領収書をもらった記憶がある。

社会保険事務所に国民年金の納付記録照会をしたところ、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。それならば国民年金保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、F市のG支所で昭和61年4月から平成4年5月までの7年間、毎年4月に1年分の国民年金保険料を前納し、その都度、その場でレシートのような領収書をもらったと主張している。

しかし、同市では当時、国民年金保険料の領収書は「国民年金保険料納付書 兼納付済通知書」として発行しており、支所では、国民年金保険料の納付は取 り扱っていない。

また、申立期間は、制度上納付できない第3号被保険者期間であるなど、申 立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料や関係者の証言等は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

静岡国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から48年3月まで

昭和39年4月に姉と共に食堂を開店し、姉と二人で営業していた。当時、婦人会の人が毎月1回、国民年金と簡易保険の集金をしており、私は姉と一緒に保険料を現金で納めていた。しかし、年金記録を照会した結果、姉は納付済みとなっているのに対し、私は未納となっているとの回答を受けた。納得できないので、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、同居していた姉と一緒に婦人会の集金人に納付していたと主張しており、申立人及び姉に聴取した結果では、姉が申立人と一緒に納付開始した際に、姉には未納期間があったので、姉は未納分をまとめて納付したと述べている。しかし、申立人の姉は、昭和50年12月に、申立期間を含む40年4月から48年3月までの保険料を特例納付しており、申立期間について姉と一緒に納付していたとの申立内容には矛盾がある。

また、申立人は、国民年金制度開始当初から毎月保険料を支払っており、後からまとめて納付したことはないと主張しているが、申立人についても姉と同じく昭和50年12月に39年7月から41年6月までの保険料を特例納付している記録があることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立期間当時使用されていた国民年金手帳や婦人会の集金名簿 等、申立人が申立期間当時、婦人会の集金で保険料を納付していた状況等 を推認できる関連資料は無く、このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

静岡国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和 40 年ごろに、町内で、「特例で、今まとめて保険料を納めれば、国民年金に初めから加入したことになる」という話があったので、国民年金に加入した。手続は町内の役員が代行してくれ、保険料を一括して支払ったので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を町内の集金により、支払ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁の被保険者台帳(マイクロフィルム)を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和41年11月となっており、36年4月から39年9月までの保険料は時効により納付できない上、この時期は特例納付を実施していない期間であった。

また、昭和39年10月から40年3月までの保険料についても過年度扱いになり、町内での集金では納付することができないため、申立内容には矛盾がある。さらに、一括して納付した場合の納付金額の総額についても申立人に記憶が無いなど、当時の状況の記憶は必ずしも明確でない。

このほかに、申立期間当時の集金により納付していたことをうかがえる関連 資料及び周辺事情が無く、別の国民年金手帳番号により納付していたことを うかがわせる事情も見当たらない。

静岡国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和 40 年ごろに町内で、「特例で、今まとめて保険料を納めれば、国民年金に初めから加入したことになる」という話があったので、国民年金に加入した。手続は町内の役員が代行してくれ、保険料を一括して支払ったので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を町内の集金により、支払ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人と連番で払い出されている夫の社会保険庁の被保険者台帳(マイクロフィルム)を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 41 年 11 月と推測され、36 年 4 月から 39 年 9 月までの保険料は時効により納付できない上、この時期は特例納付を実施していない期間であった。

また、昭和39年10月から40年3月までの保険料についても、過年度扱いになり、町内での集金では納付することができないため、申立内容には矛盾がある。さらに、一括して納付した場合の納付金額の総額について申立人に記憶が無いなど、当時の状況の記憶は必ずしも明確でない。

加えて、申立人は、申立期間と重複する昭和39年5月から40年3月までは 厚生年金保険被保険者であり、申立期間の国民年金保険料を納付したとする と、当該期間の国民年金保険料は還付されるはずだが、社会保険庁の特殊台 帳(マイクロフィルム)が残されていないなど、還付された形跡がない。

ほかに、申立期間当時の集金により納付していたことをうかがえる関連資料 及び周辺事情が無く、別の国民年金手帳番号により納付していたことをうか がわせる事情等も見当たらない。

三重国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、「58 歳時被保険者記録事前通知」で申立期間が未納期間となっていることを知った。昭和 53 年に納めたはずなので、国民年金記録を訂正してほしい。当時住んでいたA町役場で国民年金手帳を作ってもらった。この時、受付の担当者から 20 歳の時までさかのぼって納めることができると説明されたので保険料を計算してもらい、その金額(約 10 万円)を納付しているので、未納期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確 定申告書等) は無い。

また、申立人の国民年金手帳の交付日は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和 53 年 5 月 1 日であり、申立人がその当時にA町役場に出向き、国民年金手帳を作成してもらったと考えられる。その時、申立人は、受付の担当者に 20歳までさかのぼって国民年金を納めることができると言われ、約 10 万円を納付したと主張している。

しかし、申立人が納付したと主張している約 10 万円は納付済みとされている期間の国民年金保険料を納付した場合の金額に相当することが認められ、申立人が 20 歳までさかのぼって納付した場合の実際の国民年金保険料総額(特例納付が開始された昭和 53 年 7 月時点で 42 年 9 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料を納付した場合で 46 万 3,390 円)は、申立人が納付したと主張する約 10 万円ではかなり不足することが認められる。 さらに、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

京都国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 :昭和54年2月から平成元年2月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、平成19年6月に、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

申立期間の前後は、厚生年金保険の被保険者であり、申立期間中は国民年金に加入していたはずである。

30年近く前のことなので、領収書や銀行通帳など、納付を証明できるものは存在しないし、申立期間のすべてについて納付したかどうかは定かでないが、納付していた事実に間違いはないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、保険料を納付したとする時期、納付場所、納付金額等についての申立人の記憶は不明確であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金の資格取得時期は平成 12 年 11 月となっており、申立期間について、国民年金保険料を納付していたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 10 年余と長期間であるとともに、これまで国民年金保険料を納付した記録は一切無い。また、申立人の妻についても、申立期間は未納期間となっており、国民年金に加入していないと説明している。

京都国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 :昭和46年9月から55年3月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、平成 19 年 6 月に、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

当時は集金人に納付していたと思うし、その後金融機関での口座引落となった ことを記憶している。今は何の証拠となる資料も所持していないが、納得できな いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に妻と一緒に納付していた期間があるとしているが、申立 人とその妻の国民年金手帳記号番号の払出日は、2年間以上の間隔があり、申立内 容と相違している。

また、国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその妻の保険料納付についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、すでに申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

兵庫国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月及び平成5年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間: ① 昭和63年7月

② 平成5年1月から同年3月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 63 年7月分が未納となっているが、 平成5年2月9日に社会保険事務所から送付された「国民年金についての お知らせ」では、被保険者月数、納付月数とも申立期間を含む昭和 61 年 4月から平成4年12月までの全期間の81か月となっているので、昭和63 年7月の保険料を納付したことを認めてもらいたい。

また、平成4年4月に、平成4年度の1年度分の国民年金保険料を前納しているが、私は昭和8年1月 14 日生まれなので、60 歳以降の平成5年1月から同年3月までの保険料は過誤納付となるのではないかと思うので、確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和 63 年7月については、申立人の夫の雇用被保険者台帳の記録により、申立人の夫の離職日が「昭和 63 年7月 30 日」となっていることが確認できることから、夫の厚生年金保険の資格喪失日に合わせるため、「国民年金についてのお知らせ」の発送後の平成5年4月7日に、申立人の記録についても、申立人の届出に基づき「昭和 63 年8月1日」とされていた第3号被保険者の資格喪失日が「昭和 63 年7月 31 日」に変更されたものと考えられる。このため、当該期間は、未納が判明した時点では、既に時効により納付できない期間である。

また、申立期間のうち、②平成5年1月から同年3月までは、申立人は、 市役所から送付される納付書により、国民年金保険料を納付したと申し立て ているが、申立人は高齢任意加入の届出をしていないことから、平成4年度 については、平成4年4月から同年 12 月までの9か月分の納付書が発行されたものと考えられる。

兵庫国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年7月まで

私は、昭和 40 年7月に、会社を退職し、収入が少ないこともあって、 母の健康保険の扶養に入るため、また、国民年金保険料を母親の負担で納付するために当時住んでいたA市から実家であるB市へ住所変更した。

当時の国民年金手帳や領収書等納付を証明する資料は現存していないが、 母からは、年金保険料を納付したと聞いており、未納とされていることに 納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母は申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)を有しておらず、また、申立人は、その 母から保険料を納付したと聞いているだけで、国民年金の加入及び保険料の 納付について関与しておらず、母も高齢で当時の記憶が無いことから、国民 年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 40 年 8 月 25 日にB市からA市に転出していたことから、B市において、申立期間の 40 年 8 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料を納付することは不可能であったと認められる。

さらに、B市の国民年金被保険者台帳において、申立人の加入記録及び納付記録は見当たらなかった。

兵庫国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

昭和 48 年4月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、時期は明確に記憶していないが、A町(現在は、B町)役場の職員から国民年金保険料について未納期間があるが、保険料を一括で納付すれば将来満額の年金を受給できるとの連絡を受け、郵便局で納付した。それにもかかわらず、昭和 48 年5月から 49 年3 月まで未納となっていることに納得できない。

また、後に過誤納付になっている期間があるとして、保険料の還付を受けたが、未納期間があるのであれば、還付されることは無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、申立期間の分を含めて国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、被保険者台帳に一括納付したと記録されている昭和 51 年 12 月には、申立期間に係る保険料は時効により納付できない期間であり、申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人は、A町(現在は、B町)の職員から申立期間に係る国民年金保険料納付の勧奨を受けたとしているが、当該職員は、年金担当事務に在職歴はなく、納付勧奨の業務を行っていたことが無いと証言しており、申立内容と矛盾する。

なお、申立人が申し立てている過誤納付による国民年金保険料の還付については、昭和56年7月に厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、同月分の国民年金保険料を納付したことによるものであり、申立期間との関連は無いものと認められる。

奈良国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和44年3月から52年3月まで 申立期間については、私の母が国民年金保険料を納付してくれていた。 母も、私の国民年金保険料は初めから納付していたと証言してくれており、 私の申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の保険料を集金組織で納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立期間の一部は過年度納付する必要があるが、集金組織では過年度納付の保険料を集金することができないことが確認され、申立人の主張と矛盾する。

また、市が保管している昭和 46 年度から 51 年度までの検認台帳には、「昭和 52 年4月分から納めるとの事」と、当時やり取りした内容が記載されているとともに、申立人及びその母親も、加入手続をした状況は覚えておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

広島国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 2 月まで

当時、母(世帯主)と同居しており、国民年金の加入手続は母が行った。 国民年金保険料についても、母が納税組合を通じて納付していた。住民税等 も滞納したことが無く、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母についても、国民年金の加入が確認できない。

また、申立期間は、国民年金に未加入の期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

島根国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年8月までの期間、45年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から42年8月まで

② 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

③ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

上記期間に係る国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ未納となっていた。

しかし、①の期間の保険料については、昭和 48 年から 50 年代当初までに、 さかのぼって一括で納付した。また、②及び③の期間の保険料については、 A金融機関B支所(当時)で、毎月、口座振替により納付していたので、未 納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 ①の期間について、申立人は、昭和48年から50年代当初までに、さかのぼって一括で納付した際の保険料は「1か月分400円位で、合計2万円未満だった。」としているが、特例納付に係る保険料は制度上、昭和49年1月1日から50年12月31日までに納付する場合は1か月分が900円、53年7月1日から55年6月30日までに納付する場合は1か月分が4,000円であることから、申立内容と大きく乖離している。また、預金通帳、証言等、申立内容を裏付ける関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 2 ②及び③の期間については、申立人は、A金融機関B支所(当時)で毎月、 口座振替により納付していたと主張しているが、申立人の同金融機関におけ る口座開設は昭和50年2月1日、C市区町村の同金融機関における口座振

替開始は55年9月となっていることから、申立内容と矛盾する。また、申立人が経営する美容室の顧問税理士事務所に、当該期間中に勤務していたとしている税理士は、実際には当該期間中は勤務していないなど、申立内容に不合理な点があると言わざるを得ない。

香川国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 7 月まで

社会保険事務所から、昭和 36 年 4 月から 44 年 7 月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。

親が私の体調を心配し、また、私自身も几帳面な性格であるので国民年金の保険料を納付していたはずである。

納付金額は、毎月 500 円という記憶が強く頭に残っており、必ず満額納付しているはずである。

申立期間中に厚生年金保険の記録があるが、厚生年金保険に加入していたことは承知しておらず、その間も国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していなかったため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料の金額について、申立人は1か月あたり500円であったことを明確に記憶していると主張しているが、申立期間の保険料は1か月あたり100円から250円であり、申立内容と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期については、昭和44年10月であることが確認できるが、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料をさかのぼって納付することはできない期間であり、また、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

香川国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。未納とされていることには納得ができない。

昭和36年、月保険料100円の時代に夫婦で国民年金に任意加入した。保 険料は、区役場の事務員が集金し、茶封筒の表に線を引いたものに認印を押 して領収していた。

昭和52年9月の台風被害により証明できる資料は残っていないが、45~46年前の保険料の受け渡し、茶封筒の領収書等の状況が、脳裏に鮮明に残っている。地方自治体の管理の不手際と思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(預金通帳、確定申告書等)が無く、また、国民年金加入手続についての申立人の記憶は不明確であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦で国民年金に任意加入したと主張しているが、申立期間については、夫婦共に強制加入期間であるとともに、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日が3年以上も離れているなど、申立内容に不自然な点が見られる。

徳島国民年金 事案16

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年8月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年8月まで

当時、夫は市役所職員であり、国民年金制度が発足する際、家族や知 人等に制度の周知を図っていた関係で、任意加入を承知で加入した。

国民年金保険料は、夫の給与から天引きされていたので納付されていると思っていた。

給与明細とは別に小さな明細書が入っており、その中に「国民年金」 という記載があり、毎月200円から300円が引かれていたことを記憶して いるが、未加入となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無く、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間について申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 記録が無いとともに、申立人自身も、国民年金手帳を交付された記憶が無 い。

さらに、申立人の夫が勤務していたK市役所が、申立期間当時在職していた職員に確認した結果、職員の了解のもと、給与明細とは別に雑費等の天引きは行われていたが、国民年金保険料の天引きは行っていなかった旨の証言が得られている。

徳島国民年金 事案17

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年5月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年5月まで

昭和45年5月ごろ、私の夫がT市役所を訪ね、国民年金の加入手続を行うとともに、私が前の会社を退職した後の昭和44年3月から45年5月までの国民年金保険料がどれくらいになるかを聞いた。その翌日、夫が社内預金を引き出し、勤務終了後(午後2時半ごろ)に汽車でT市役所に向かい、市役所の窓口で納付した。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無い。

また、申立人の夫が国民年金保険料を納付したと主張している市役所の窓口は、市庁舎内ではあるが国民年金担当課の窓口ではなく、納付金額や届書の記載の有無についての記憶も曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月23日に、社会保険事務所からT市役所に対して事前交付されたものの中から払い出されたものであるとともに、申立期間については、任意加入対象期間であることから、届出日以前にさかのぼって資格取得および保険料納付をすることはできず、それ以前にほかの国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した後、昭和45年6月から50年5月までは、保険料を納付していなかったと申し立てており、申立人の申立内容には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 39 年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号

生年月日:昭和7年生

住 所

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金保険料が 100 円のころから、集金に来ていた地区の人に 保険料を欠かさず納めていたにもかかわらず、記録では申請免除となって いるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、保険料の納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫も、社会保険庁の記録上、申立期間は申請免除となっており、このうち昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、時効直前の47年3月15日に追納していることが確認でき、申立人の夫には、申請免除の認識があったものと考えられる。

さらに、市役所によれば、同市における集金人制度の発足は昭和 40 年前後であり、36 年当時は集金人制度は存在していなかったことから、申立人が申立期間に集金人に保険料を支払ったとする主張は不合理である。

福岡国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から62年9月まで

申立期間について昭和 61 年か 62 年ごろに私の父母が 20 歳時までさかのぼって支払うと言ったが、A市役所担当者に5年分しかさかのぼれないと言われたため、5年分の保険料を現金で支払った。金額については記憶に無く領収書はもっていない。

国民年金手帳の取得年月日が昭和 57 年4月1日となっているのは、そのころから納付したため、その日付になっているのではないか。

本人は当時司法書士の資格の勉強をしていた。父は産婦人科の開業 医であった。昭和62年10月以降は、私本人が納付している。市役所に おいて「5年分しかさかのぼれない」といわれたことははっきり覚えて いる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において担当者から5年分しかさかのぼれないと言われたことをはっきり覚えていると申し立てているが、申立期間は特例納付が可能な期間では無く、過年度納付の場合であっても国民年金保険料の納付は2年間しかさかのぼることができず、申立内容には、不自然な点がある。

また、申立人の父母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、管轄の社会保険事務所は、申立人の納付記録からみて国民年金 手帳記号番号の払出しは、平成2年1月ごろとしており、国民年金手帳記 号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

福岡国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から52年9月まで

区役所で2回目の国民年金加入手続をした後に、役所関係の集金人が何度も来て、勧誘するので、いつ払ったかは定かでないが、妻の分と併せて、自宅で何十万円かを支払ったという記憶がある。領収書が無くて諦めていたが、自宅で払ったことは今でも忘れられず、未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、確定申告書、家計簿等)が無く、また、申立期間において国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた時期は、特例納付実施時期であるが、その妻の未納保険料と併せて昭和 41 年4月からの未納保険料を全額納付したとすれば、納付額は 111 万円余となり、申立人の主張する何十万円とは大きく相違する。

さらに、申立人の妻も、昭和 43 年1月の資格取得以降については、申立人と同様、52 年9月までの期間は未納となっている。

熊本国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から56年3月まで

昭和54年9月25日に退職後、同月27日、A市役所で国民年金加入手続を行った。夫が国民年金被保険者であったため、私もすぐに加入手続を行い、保険料は漏れなく納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、申立期間の保険料は、夫と共に自治会を通じて納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を夫と共に自治会を通じて納付していたと主張しているが、A市が自治会ごとに作成していた「徴収台帳」の昭和54年度分及び55年度分には、申立期間について、申立人の夫の氏名、納付記録等があるものの、申立人の氏名、納付記録等の記載は無い。

さらに、申立人は、昭和54年9月27日に国民年金の加入手続を行い、その際に現在所持している国民年金手帳の交付を受けたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳払出補助簿によれば、当該国民年金手帳は、56年5月18日に社会保険事務所がA市に払い出したものであり、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、56年10月5日に加入手続が行われたことが明記されていることから、申立てに矛盾がある。

熊本国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年3月まで

私の国民年金の全額免除期間について疑問がある。申立期間に免除申請 した記憶は無く、保険料が納付となっていないことに納得できない。

また、昭和 58 年 2 月 22 日にA市が発行した私名義の国民年金証明書 (申告用)を保管しているが、以前社会保険事務所で相談した際、家族の保険料額と合致するので、家族の保険料に係るものではないかとの説明を受けた。しかし、家族のものであれば、私名義で証明書を出す必要は無いのではないか。当該証明書は、私の保険料を納付した証拠になると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の申請免除を行った記憶は無く、国民年金保険料を納付していると主張しているが、納付場所、納付金額等国民年金保険料の納付に関する記憶は明確でない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する資料として、A市が発行した申立人名義の昭和57年分の「国民健康保険税・国民年金証明書(申告用)」を提出しているが、当該証明書に記載された金額60,480円は、申立人が57年中に納付したと仮定した場合の納付金額26,100円(月額5,220円の5か月分)とは合致せず、57年に国民年金被保険者として同年の国民年金保険料をすべて納付している申立人の妻の年間納付保険料額と一致している。さらに、同市が、当該証明書は確定申告で使用するために暦年の国民年金保険料の納付金額を世帯単位又は必要な個人単位で証明したものであるとしている点を考慮すると、当該証明書に記載された金額は、当時申立人と生計を一にしていたその妻の納付保険料に係るものである可能

性が高い。これらのことから、申立人の主張には矛盾があり、申立人の昭和 57 年分の国民年金保険料の納付は無かったものと判断するのが合理的である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示すほかの 関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、申立期間当時、申立人は地元B 事業所を退職した直後で無職の時期であったことから、申立人に係るA市の 被保険者名簿に記載されている申請免除の記録に不自然さは無い。

熊本国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から48年3月まで

20 歳の誕生日に、集金人が、母と妹と3人で働いている自宅に国民年金保険料の徴収に来たので、その際に支払った。

その後、毎月徴収に来た際に国民年金保険料を自分で支払ったが、母は完納となっているのに私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は 20 歳の誕生日に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の払出しが確認できるのは 1 回のみで、その国民年金手帳記号番号の払出日(昭和 48 年 6 月 28 日)からすると、申立期間の国民年金保険料は過年度分の国民年金保険料になり、集金人が徴収することはできないものであるとともに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 48 年度分の領収書をすべて所持しているにもかかわらず、申立期間の領収書を所持していないことは不自然である。

宮崎国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年1月まで

当時、会社を退職し、国民年金の加入手続を、平成7年9月ごろA市で行い、1か月分の保険料をその際に納付したと記憶している。その後の保険料については、B市に住所を移してから母親がまとめて納付していると思う。申立期間について、未納とされていることは納得できない。なお、母親は既に亡くなっているので、納付場所等はわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、実際に納付をしたというその母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間中にA市及びB市で申立人が国民年金に加入した事実は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、A市において、平成7年 11 月 30 日に国民健康保険の加入手続(平成7年9月 21 日資格取得)を行ったことが確認でき、これを、申立人が国民年金の加入手続と誤解している可能性がうかがわれる。

宮崎国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 10 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 44 年 3 月まで

申立期間当時、家族(父、母及び私)と数名の従業員で鮮魚店を営んでいた。母が事務の一切を行っており、国民年金保険料も母が家族の分をまとめて納付していた。保険料は、当時店に出入りしていた信用金庫の職員に集金してもらっていたと思う。

申立期間について、私の保険料は未納となっているが、母は納付済み となっているので、私の分も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は昭和 44 年 4 月に厚生年金保険に加入しているが、それ 以前に国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないととも に、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の欄のみに記号番号 が記載されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を、信用金庫の職員に集金してもらっていたと申し立てているが、申立期間当時、保険料の納付方法は印紙検認方式であり、申立内容に不自然な点がある。

厚生年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 21 日から 48 年 3 月 24 日まで 社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 46 年 3 年 21 日付けで資格を喪失している旨の回答があった。

昭和 48 年 3 月 24 日まで働いており、当時の事業所の「パートタイマー入退原簿」があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された「パートタイマー入退原簿」から、申立人が申立て に係る事業所に昭和 48 年 3 月 24 日まで継続して勤務していたことは認めら れる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録では、申立人が昭和 46 年 3 月 20 日に離職し、また、厚生年金基金の記録では、翌 3 月 21 日に資格を喪失した旨の記載があり、これらは社会保険事務所の記録と一致する。また、申立人と同じ事業所内の幼稚園の教諭の 2 名は、申立人同様、「パートタイマー入退原簿」により、48 年 3 月 24 日まで勤務したことが認められるが、社会保険事務所の被保険者原票等には、いずれも 46 年 3 月 21 日に資格を喪失した旨の記載がある。これらの事実から、社会保険事務所の記録どおりの資格喪失届が事業主によって行われたものと認めるのが相当である。

さらに、当時の事業所においては、社会保険事務所の納入告知額と従業員から控除した保険料の突合を行っていたとの同事業所の回答があるところ、昭和46年3月21日に申立人が資格を喪失した以降2年もの間、社会保険事務所が申立人を含む資格喪失者の厚生年金保険料の納入告知を行ったとは考えられず、このことからみて事業主が申立人の厚生年金保険料を給与から控

除していたとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できるその他の関連資料及び周辺事情は無い。

福島厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年4月まで

② 昭和 56 年4月から 57 年 12 月まで

上記①の期間(A社)及び②の期間(B社)について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であったが、両社には、1年以上勤務しており、仮に試用期間を除いても加入期間はあったはずである。

厚生年金保険に加入していたことを確認できる当時の給料明細書等は無いものの、保険証を常に所持していたことは確かなため、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人が、A社及びB社に勤務していたことは確認できるものの、当時の賃金台帳等の関係書類は保管期間の終了等により保管されておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関し申立人の記憶も無い。

また、X市の保管する記録によれば、申立人は、X市に昭和 46 年 10 月 5 日に転入後、A社の前に申立人が勤務しているC社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 52 年 5 月 13 日の翌日 14 日から、X市を転出する平成 12 年 3 月 26 日まで国民健康保険に継続して加入して、国民健康保険証を所持していたことが推認される。

さらに、A社及びB社に勤務していたとしている期間については、雇用保 険の記録が確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月10日から同年7月30日まで

厚生年金保険被保険者の加入期間について照会したところ、A社は昭和39年11月に厚生年金保険の適用事業所を全喪していたとして、申立期間について、厚生年金保険に加入することはできない旨の回答をもらった。当該事業所に勤務中、妻の出産時に健康保険証を使った記憶があるので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していたA社は、申立期間前に厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失していることから、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人のA社における在籍記録は、失業保険の加入記録によっても確認ができず、給与明細書等も保存されていないため、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

さらに、申立人は、当時の同僚や保険料控除に関する記憶が無く、A社は、 既に昭和49年9月に解散しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらない。

加えて、申立人の妻が出産時に使用したと主張する健康保険証については、 A社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから使用することはできず、国民健康保険を使用したものではないかと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 6 月から 25 年 6 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和23年6月から25年6月まで勤務したA社での加入記録が無いとの回答をもらった。保険料控除の事実を示す書類は無いが、当時の身分証明書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された身分証明書から、申立人が昭和23年6月当時A社に 勤務していたことは認められるが、当時の同僚等についての記憶が無く、勤務 期間に関して証明することはできない。

また、A社の被保険者名簿には申立人の氏名の記載は見当たらず、申立人が 厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実は確認ができない。

このほか、A社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月1日から同年8月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者の加入期間について照会したところ、昭和20年2月から同年8月まで厚生年金に加入していた事実が無かった旨の回答をもらった。証拠は無いが確かに厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が無く、厚生年金保険料を給料から控除し、納付していたとする事実が確認できない。

また、当時事業主であったとする者の家族は、A社は終戦後直ぐに解散し、 事業主及び関係者のほとんどが他界しており、当時の状況をうかがい知ること はできないと証言している。

このほか、A社に係る記録も保存されていないため、申立内容を確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年2月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。昭和57年3月、母体企業に在籍したまま、関連会社に出向し、その間の厚生年金保険料は、母体企業において控除されていた。母体企業を定年退職後、引き続き関連会社の社員として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた関連会社は、申立期間において、厚生年金保険の適用 事業所であったものの、当該事業所においては、健康保険及び厚生年金保険の 被保険者とされるべき勤務状況ではなかったとの回答書が企業年金基金から 提出されており、また、当該期間の雇用保険加入記録も確認することはできな かった。

また、申立人は、申立期間当時、退職を前提とする健康保険任意継続被保険 者であったことから、当該期間、厚生年金保険のみに加入していたとは考え難 い。

なお、母体企業が保存している人事記録から、申立期間当時、申立人が関連会社に在籍していたことは確認できるものの、厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

このほか、申立に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

牛 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から同年2月1日まで

平成13年7月16日から同年12月末まで、A社から派遣されD市内のb社に勤務し、その後、14年1月21日から、同じくA社から派遣されc社に勤務し、同年6月1日にc社の直接雇用となった。

平成13年7月16日の勤務開始日に資格取得しているが、2度目の勤務では14年1月21日の勤務開始日に資格取得すべきところ、2月1日が資格取得日となっており、手続に不備があったと思われるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び勤務していたA社から提出のあった平成13年7月から同年12月までの期間及び14年1月から同年5月までの期間の給与明細書を見ると、申立期間の14年1月分給与のみ、厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

また、A社から、「申立てのとおりの届出は行っておらず、平成 14 年 1 月分の保険料は納付していない。」との回答を得ている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年8月1日まで

昭和29年4月1日にA社に入社したが、社会保険庁の年金記録では、同年8月1日から厚生年金保険に加入したことになっている。高等学校を卒業して、大学の夜間の部へ進学した時点で就職したことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険庁の厚生年金手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険 被保険者名簿を確認したところ、被保険者資格取得日は昭和29年8月1日と なっており、その事務処理は適正に行なわれていると認められる。

さらに、申立人は、申立期間は見習い期間であったと述べていることから、 当時、当該事業所では採用後一定期間経過後に資格取得手続を行なっていたも のと推認される。このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容を確認 できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年11月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和38年3月から39年11月までの厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間について税務会計事務所に勤務しており、申立期間当時の身分証明書と病院の診察券を添付するので被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に税務会計事務所に勤務していたことは、申立人が保管していた身分証明書から確認できるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関して、申立人の記憶は無い。

また、申立人は保険証を使用して病院の診察を受けていたと主張しているが、申立人が健康保険に加入していたかどうかは、当時の診察券からも確認できず、加えて、税務会計事務所は、申立期間当時、強制適用事業所ではなく、申立期間後の昭和40年10月18日に健康保険の任意包括事業所となっていることが確認できる。

さらに、税務会計事務所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

岐阜厚生年金 事案 1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 寸 期 間 : ① 昭和29年1月から同年3月まで

② 昭和 29 年 7 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

私が、勤務先であったL省M事務所から、上記申立期間の就労明細簿(昭和 29 年 1 月~同年 12 月)を取り寄せ確認したところ、「健康保険及び厚生年金」の項目欄に控除金額が記載されており、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

L省M事務所が保管している昭和29年度(昭和29年1月から同年12月まで)の就労明細簿(勤務日数、賃金額や各種控除額等を一覧にした明細書)により、申立人が申立期間に当該事務所に勤務していた事実が認められる。

一方、昭和 29 年度就労明細簿に記載のある控除金額は、当時の料率に照らし計算したところ、厚生年金保険料額とは乖離しており、日雇労働者健康保険の保険料に相当する額であることが確認できる。

また、昭和29年度の就労明細簿には「健康保険及び厚生年金」と記載があるが、これは手書きで記載された項目であり、また、申立期間前後の年度の就労明細簿における項目名は「日雇労働者健康保険料」と印字で記載されていることが確認でき、さらに、当該事業所は、昭和29年度就労明細簿に記載のある1月から3月までの分については、28年度就労明細簿の1月から3月までの分を転記したものである、と証言していることから、29年度就労明細簿の「健康保険及び厚生年金」欄に記載のある控除額は「日雇労働者健康保険」の保険料額だと推定される。

さらに、当該事務所から、同事務所が管理している就労明細簿に記載のある従業員は、正規職員ではなくアルバイトや日雇い労働者であり、厚生年金保険や共済年金の被保険者である正規職員については、上部機関であるN局で一元的に管理している旨の説明があった。

なお、昭和 29 年度の就労明細簿の勤務日数の状況から判断すると、「厚生年金保険の被保険者に該当はしなかったものと推定される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は無い。

静岡厚生年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和11年3月ごろから23年6月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無かった旨の回答を得た。当該申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めて、年金給付に結び付けてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者 記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 11 年 3 月から 17 年 5 月までは、厚生年金保険制度発足前であり、17 年 6 月から 23 年 6 月までは、申立てに係る事業所の被保険者名簿に申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料も無い。

また、申立人が56歳の時に作成したと思われる履歴書では、昭和16年10月から23年6月まで、申立てに係る事業所から転出勤務したとする事業所名が記載されており、当該事業所については、厚生年金保険の適用事業所では無い。

さらに、申立人は昭和 48 年に死亡しており、申立人の妻から当時の勤務状況、同僚の情報等を新たに得ることは困難である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

福井厚生年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 25 日から 57 年 3 月 26 日まで 私は、昭和 47 年 11 月から 57 年 3 月まで、A 社に勤務していたが、社 会保険庁の年金記録では、加入記録が無かった。

保険料控除を証明できる資料は無く、会社も倒産しており、雇い主も亡くなっているため証言を得られないが、B町商工会長からの10年勤続表彰状があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、10 年勤続表彰状などから認められるが、当該事業所には当時、約 80 人が勤務していたと申立人が述べているものの、社会保険事務所の総合調査台帳によると社会保険の適用者は 12 人のみとなっており、当該事業所は日雇労働者健康保険適用事業所であった。また、申立人が同僚であったとする者も申立期間当時の厚生年金保険の加入記録は無かった。

さらに、申立人は申立期間の大部分である昭和 48 年 11 月 1 日から 57 年 3 月 1 日までは、国民年金に加入し、その保険料を納付しており、保険料を 妻の母親に手渡した記憶があると説明している。

加えて、A社には継続的に勤務していたと申立人が述べているものの、申立人の雇用保険の記録によれば、当該事業所において季節的労務を理由とした資格取得と解雇を理由とした離職がしばしば繰り返されており、申立期間と重複する複数期間において、申立人が失業給付を受給していることが確認できる。

このほか、A社は既に全喪しており、保険料控除に係る事実を確認できる 関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。

福井厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和49年4月1日から52年7月20日まで 私は、昭和49年4月1日から52年7月20日までA社に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、全期間について加入記録が無かった。 昭和52年5月2日に結婚した際、勤務先であるA社から電報をもらったので勤務していたことは明白であり、保険料も控除されていたと思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における昭和 49 年 9 月から 52 年 12 月までの給与台帳により、申立人が勤務していたことは確認できたが、社会保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間中の昭和 52 年4月から国民年金保険料を納付しており、B市の国民健康保険の電算システムには 50 年4月1日から 52 年10月2日まで加入している記録が残されている。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

島根厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成元年11月21日から7年5月15日まで平成元年7月3日から7年5月15日までA事業所から委託先のB事業所に派遣され、後に配属された2名と一緒に業務に従事していた。その2名に確認したところ、厚生年金保険に加入していることが分かった。保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、加入の2名と同様の勤務形態であったことから被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録では、平成元年7月3日から7年5月15日まで A事業所に在職していたことが確認でき、社会保険庁の記録では、申立期 間の前(平成元年7月3日から同年11月20日まで)の期間は、同社にお いて厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立人は平成元年 11 月 21 日に健康保険・厚生年金保険の資格を喪失し、健康保険証を同年 12 月 7 日にA事業所から社会保険事務所に資格喪失届に添付して返納されていることが確認できる。

また、C市区町村の記録では、申立期間と重複する平成元年 11 月 21 日から8年6月1日まで、申立人が国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、平成元年 11 月 21 日に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、同年 12 月以降厚生年金が支給されていることが確認できる。

なお、A事業所は既に全喪しており、当時の事務担当者からの証言等も 得ることができない。

徳島厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から43年4月まで

私は、T事業所を退職して1年後ぐらいにK事業所に雇用され、家の近くの現場で河川の護岸工事に従事していた。

給与は、月2回支給されており、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。

当時の給与明細等は残っていないが、申立期間にK事業所に勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人からの聴取結果及びK事業所への照会結果により、申立人が当該事業所に雇用され、申立てのとおり勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた 事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立当時、K事業所は、厚生 年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、当該事業所に係る被保 険者台帳を確認した結果、申立人の記録は見当たらなかった。

また、申立人は、月2回の給与を支給されていたと申し立てているが、K 事業所の担当者は、当時、同社において、日雇労働者については日給として 月2回の給与を支給しており、原則、日雇労働者については、給与から厚生 年金保険料を控除していなかった旨の証言をしている。

さらに、申立人は、会社の健康保険には加入しておらず、父親の扶養で国 民健康保険に加入していたと申し述べている。

高知厚牛年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月24日から42年3月31日まで

② 昭和46年9月8日から47年6月30日まで

③ 昭和47年10月2日から48年7月31日まで

私は、申立期間にA地方自治体の二つの課で臨時的任用職員として勤務したことは、在職証明書により明らかであるにもかかわらず、厚生年金保険に加入した事実が無かったとの回答を社会保険事務所から受け取った。

しかし、今回、別の地方自治体に勤務した期間の厚生年金保険の記録漏れが判明したので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A地方自治体の在籍証明書により、申立人が申立期間中に、A地方自治体に勤務した実績(①の期間はB課、②及び③の期間はC課)は確認できるものの、厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、このうち昭和 46年 10月から 48年6月までは申立人による申請免除の手続が行われ、認められているほか、雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、A地方自治体のC課は、申立期間において厚生年金保険適用事業所ではなく、また、厚生年金保険適用事業所であったB課については、同自治体からの回答により、申立期間当時、臨時的任用職員は、本人の意向が無ければ厚生年金保険へ加入させていなかった実態が見受けられる。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

沖縄厚生年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から53年3月31日まで A社における私の厚生年金保険加入期間が、昭和47年6月1日から50年6月1日までとなっているが、私は、53年3月まで勤務していたので、50年6月1日から53年3月31日まで、厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

「昭和 46 年度から 52 年度までの公共工事請負契約書の写し」及び「建設業許可申請時の資料(技術者名簿)の写し」により、A社は事業が継続しており、申立人は申立期間について継続して勤務していたと推認されるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

社会保険庁の記録によると、申立人が代表として勤めていたA社における申立人の厚生年金保険への加入記録は、同事業所が新規適用となった昭和47年6月から50年6月まで確認できる。当該期間については、申立人が、平成14年2月に厚生年金保険の脱退手当金を自ら請求の上、これを受領しており、申立人もその事実を認めている。

また、社会保険庁の記録において、A社の新規適用から全喪までの全労働者 26人の加入記録をみると、申立人を除く 25人のうち、24人が昭和 47年6月 から 48年2月まで加入、1人が 48年6月から 49年1月まで加入となっており、事業主である申立人以外のすべての従業員が事業所の全喪以前に、資格を喪失していることから、申立人のみが、同社の全喪後も厚生年金保険に加入していたとは認め難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料等は無い。

沖縄厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和49年4月(日付不詳)から52年9月30日まで A社において昭和49年4月(日付不詳)から52年9月30日まで勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のすべてについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

申立期間のうち、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和51年5月1日から52年9月30日まで、A社に勤務していた事実が確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人は申立期間において同社の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、当該申立期間について、申立人は国民年金保険料を納付(36 か月) 又は免除申請(6 か月)を行っており、給与から厚生年金保険料が控除されて いたかについても記憶が曖昧である。

さらに、医療保険について、申立人は、当時小学生の息子二人と共に、申立 人の夫の国民健康保険の被扶養者であったことを認めており、政府管掌健康保 険に加入していないと推認されることから、政府管掌健康保険と一体である厚 生年金保険についても加入していたとは考えられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。